

新市まちづくり計画



と き
時間ゆたかに流れ
くらし潤う創造都市

平成 16 年 12 月

橋本市・高野口町合併協議会

平成 27 年 3 月変更

橋 本 市

新市まちづくり計画

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 第1節 合併の必要性 | 1 |
| 第2節 計画作成の方針 | 3 |
| (1)計画作成の趣旨 | |
| (2)計画の構成 | |
| (3)計画の期間 | |
| 第3節 新市の概況と課題 | 4 |
| (1)自然条件と沿革 | |
| (2)概況 | |
| (3)関連計画の概要 | |
| (4)住民生活の実態と意向 | |
| (5)新市におけるまちづくりの課題 | |
| 第2章 新市まちづくりの基本方針 | 31 |
| 第1節 新市まちづくりの基本理念 | 31 |
| 第2節 新市の将来像 | 32 |
| (1)新市の将来像 | |
| (2)新市まちづくりの基本方針 | |
| 第3節 主要指標の見通し | 35 |
| 第4節 土地利用の基本方針 | 36 |
| (1)全体方針 | |
| (2)ゾーン別土地利用 | |
| 第3章 新市の主要事業 | 39 |
| 第1節 新市発展のための重点施策 | 39 |
| 第2節 施策の体系 | 40 |
| 第3節 分野別施策・主要事業 | 42 |
| (1)豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり | |
| (2)活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり | |
| (3)健やかで安心して暮らせるまちづくり | |
| (4)個性ある人と文化を育むまちづくり | |
| (5)市民の力が生きるまちづくり | |
| 第4節 まちづくりの実現のために | 60 |
| 第4章 新市における和歌山県事業の推進 | 61 |
| 第5章 公共的施設の統合整備 | 63 |
| 第6章 財政計画 | 65 |
| 用語解説 | 69 |

第1章 はじめに

第1節 合併の必要性

全国的に少子・高齢化が進むとともに、国・地方の財政状況が厳しくなるなど、社会潮流は急激に変化しています。

住民に対する公共サービス提供の責務を負う地方自治体は、これまで多くの部分を国や県に頼ってきました。しかし、三位一体の改革^{*}が叫ばれる中、税収の減少や補助金・地方交付税^{*}などの削減による影響は、自治体財政の根幹に及んできており、これまでと同じやり方では同様の公共サービスの提供が困難となるだけでなく、行政組織の見直しや事業の大幅な削減などの行財政改革を更に推し進めたとしても、単独での自治体運営が極めて厳しい局面に立たされており、住民負担の増大は避けて通れない状況にあります。

このような背景の中、今後とも高度化・多様化する住民ニーズにこたえていくためには、適切な規模の自治体として再編し、国・県の財政支援の有効活用により財政基盤を強化するとともに、行政の組織を見直し、限られた財源で大きな効果をあげるための工夫をするなど、行財政改革を更に推し進めながら、豊かで活力あるまちづくりを進めていくことが必要です。

日常生活圏を共有する橋本市と高野口町の合併は、そのための絶好の機会となるものです。

●住みたくなる魅力あるまちづくりへ

橋本市と高野口町(以下「両市町」といいます。)の65歳以上の高齢者割合は、全国平均並みですが、これまで人口増加をけん引してきた住宅地への転入が落ち着きつつあり、今後は、少子・高齢化の傾向が強まるものと予測されます。

また、わが国の総人口は平成18年にピークを迎え、以後長期の減少過程に入るともいわれています。

このような中、両市町が人口規模を維持・拡大し、世代間のバランスを保持していくためには、多くの世代に支持される定住性の高いまちをつくっていくことが求められます。

そのためには、働きやすく暮らしやすいまちづくり、福祉・保健・医療などの分野でのより高度な公共サービスの提供、教育の充実による人材育成や学びやすい環境づくり、更には環境問題や高度情報化などの行政課題にも適切に対応し、全体として魅力ある地域を形成していく必要があります。

●個性あるまちづくりへ

本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体は自らの創意工夫と責任のもとに多様化する地域課題を解決していく必要があります。そのためには、地域の人々が主体的・積極的にまちづくりに取り組むことが不可欠であり、行政はこれに適切な支援を行うなど、住民と行政が力を合わせて個性あるまちづくりを推進していくことが求められます。

両市町が合併し、行政が一体化して効率的な施策運営を図るとともに、住民の意欲や能力がまちづくりに対して結集することによって、共通する様々な課題に柔軟かつ効果的な取組を生み出し、両市町が持ち合わせた独自の特性や個性を生かし、豊かなまちづくりを進めていくことが必要です。

●地方分権の時流に対応し、より多様な公共サービスを提供するために

景気の低迷等に伴う税収の伸び悩みに加え、国による補助金や地方交付税なども削減されているため、財政は今後ますます苦しくなることが予測されます。

その一方、国・県からは権限や税源が移譲されることから、地元の自治体が適切な方法と十分な意欲をもって施策を推進することによって、地域全体で住民ニーズに応じた効果的なまちづくりを進めていくことが可能となります。

このようなことから、これまで別々に行っていた行政事務や事業を一本化することやこれにふさわしい行政組織に改善することによって、行財政の効率化を進める必要があります。

また、主体性、独自性を発揮した行財政運営と多様な公共サービスを提供するためには、各行政課題に応じた専門的能力を備えた職員を養成するとともに、様々な地域課題について住民と行政の役割を明確化し、住民の主体的な取組を支援する体制の充実・強化を図る必要があります。

両市町の合併を契機に、地方分権に対応した自治体として大きく転換を図ることで、自治体の能力を更に向上させ、より質の高いサービス提供を目指すことが求められます。

第2節 計画作成の方針

(1) 計画作成の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第5条第2項の規定に基づいて作成するもので、両市町の長期総合計画及び「将来のまちづくりアンケート」結果による住民意向などを十分に配慮・尊重して、新市を建設していくための基本方針を定めるものです。

この計画でいう「まちづくり」とは、施設整備などのハードに関する計画及び各種支援施策などのソフトに関する計画の両面を含むものです。本計画の実現を目指すことによって、住民生活の向上と両市町の速やかな一体化を推進し、新市の均衡ある発展を図るものとしします。

なお、詳細については、合併後に策定する新市の長期総合計画にゆだねることになりますが、このまちづくり計画は、その際の基本的な方向を示す役割を果たします。

作成にあたっては、次の点に留意しています。

- 計画作成に際しては、合併を行財政改革のための最有力手段としてとらえ、新規事業の精選や既存事業の再編などを工夫することで、合併特例債[※]等の各種優遇措置を有効活用できるようにすること。
- 公共的施設の統合整備については、住民への影響を配慮し地域のバランスと財政事情に十分留意して行うものとする。
- 財政計画については、地方交付税、国・県の補助金、地方債[※]などの依存財源を過大に見積もらないよう配慮し、新市における財政運営が健全に行われるようにすること。

(2) 計画の構成

この計画を、長期的視野のもとに新市のあるべき全体像などを示す「新市まちづくりの基本方針」、重点施策や分野別の施策の大綱を示す「新市の主要事業」、新市における和歌山県事業を示す「新市における和歌山県事業の推進」、公共的施設の整備や配置の方針を示す「公共的施設の統合整備」、合併後の財政を示す「財政計画」で構成します。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、合併初年度及びこれに続く15箇年度とします。

第3節 新市の概況と課題

(1) 自然条件と沿革

①位置・地勢・気候

新市は、和歌山県の北東に位置し、西と南を伊都郡、北を大阪府、東を奈良県に接しています。和歌山市中心部、大阪市中心部への距離は、直線でともに約 40 km です。また、面積は、両市町を合わせて 130.24 km² です。(境界修正のため、平成 19 年より 130.31 km² となっています。)

新市の北部は和泉山脈、南部は紀伊山地に連なり、この間を紀の川が東西に流れています。平野部は比較的狭く、紀の川流域に東西に広がっています。

降水量は比較的少なく、気温の高低差は大きくなっており、瀬戸内式気候と内陸性気候の特性を併せ持っています。

●新市の位置



②沿革

新市一帯は、丘陵地から出土する遺構や遺物から、縄文時代にすでに人が住んでおり、また、大和街道と高野街道とが交差する地点として発達してきました。特に、中世の高野山の興隆とともに人の往来が増加したために、宿場町として栄えました。

近世では、これらの街道の要衝として、また紀の川の陸揚げ場として物産の集散地となり、商業機能が大いに発達しました。また、農業の副業としての養蚕や機織りが盛んで、後の繊維業の基盤となりました。

明治 34 年には現在の JR 和歌山線が、また、大正 4 年には南海高野線が橋本まで開通することによって、和歌山方面・奈良方面や大阪方面と結ばれました。

昭和 30 年に橋本町・岸上村・山田村・紀見村・隅田村・学文路村の 6 町村が合体して橋本市が発足しました。また、同年に、旧高野口町と信太村・応其村が合体して高野口町が発足しました。

(2) 概況

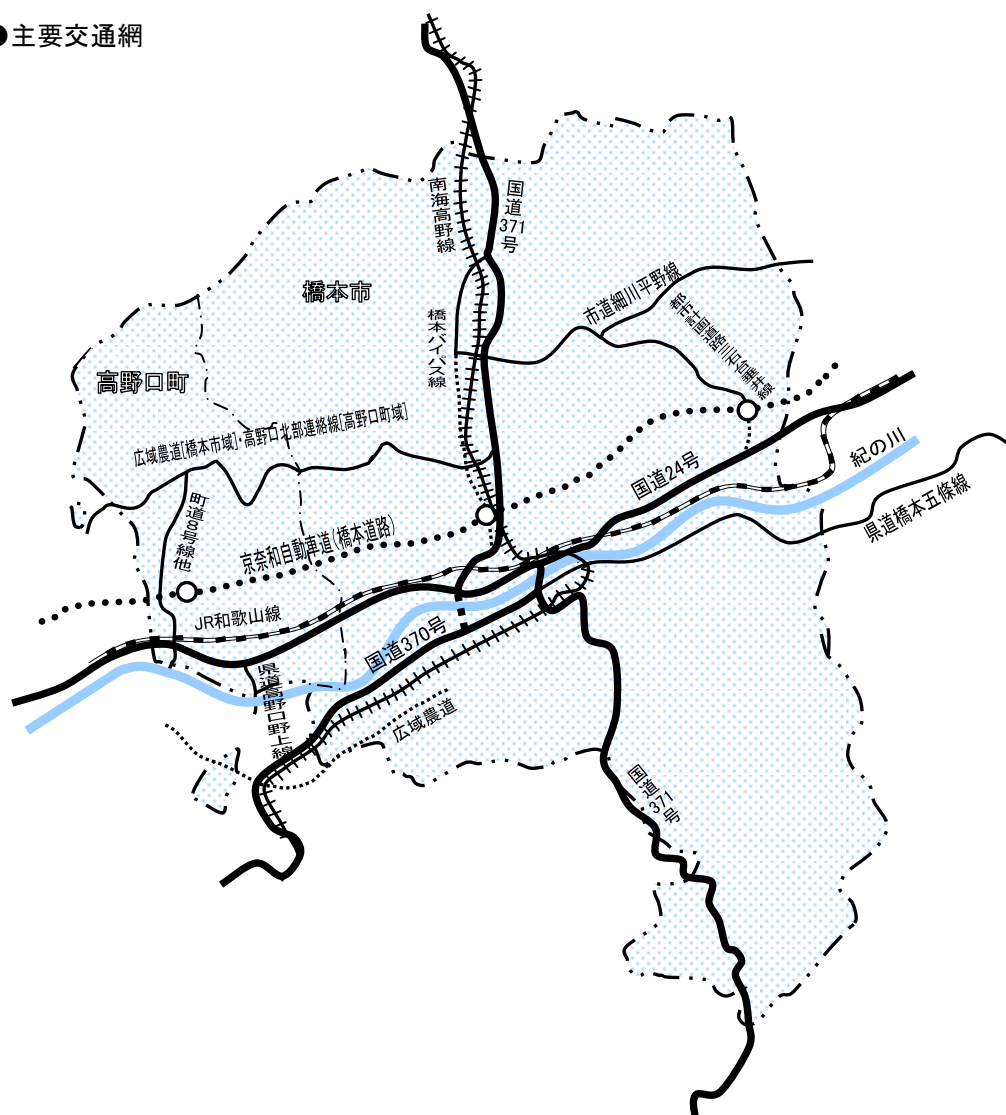
①交通

鉄道交通では、南北方向に南海高野線が大阪市と高野山とを結び、東西方向には JR 和歌山線が和歌山市と奈良方面とを結び、橋本駅ではこの2本の鉄道が交差しています。

道路交通では、東西方向に国道 24 号が走り、和歌山市、京都市と連絡しています。また、南北方向では、大阪府、高野山方面に向かう国道 371 号や国道 370 号が走り、これらの国道が地域の幹線道路となっています。

また、和歌山市及び奈良・京都市を結ぶ京奈和自動車道が整備中であり、新市内にはインターチェンジが3か所に予定されています。(その後、3か所のインターチェンジを含む橋本道路 11.3km は平成 19 年 8 月に全線開通しました。)

●主要交通網



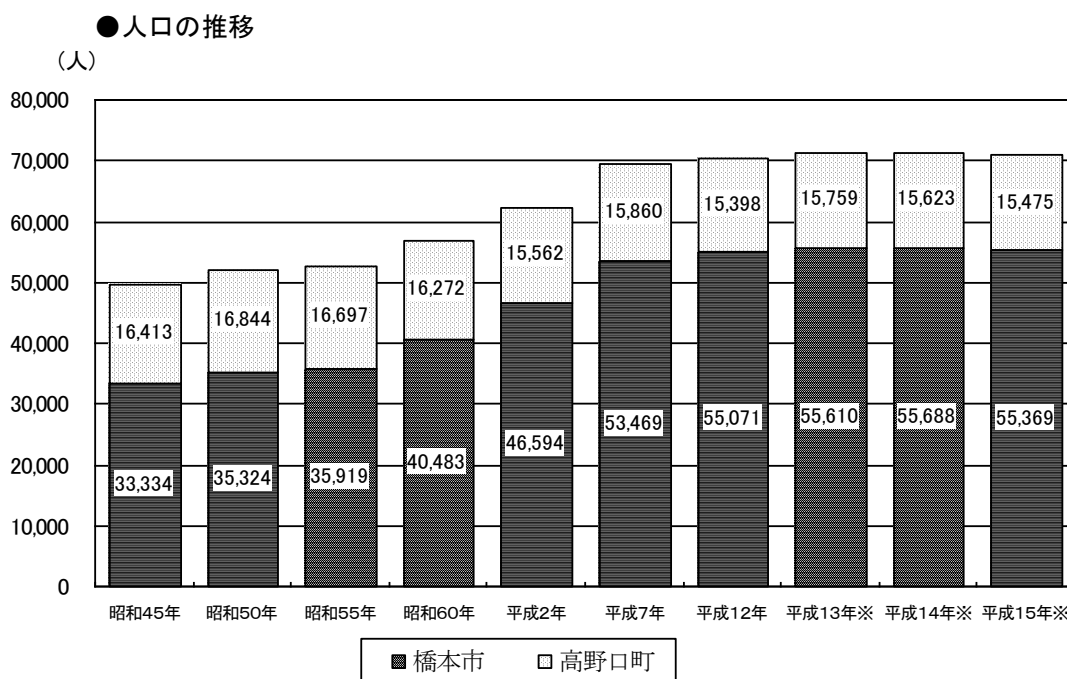
②人 口

○総人口

橋本市は、昭和 50 年代後半からの住宅開発によって人口増加を続けてきましたが、近年では増加スピードが鈍化し、平成 12 年では 55,071 人となっています。

高野口町では、横ばい傾向が続いてきており、平成 12 年人口は 15,398 人となっています。両市町を合計した人口は 70,469 人となっています。

しかし、これまで人口増加をリードしてきた住宅開発による転入が落ち着きつつあり、最近では横ばい傾向にあります。

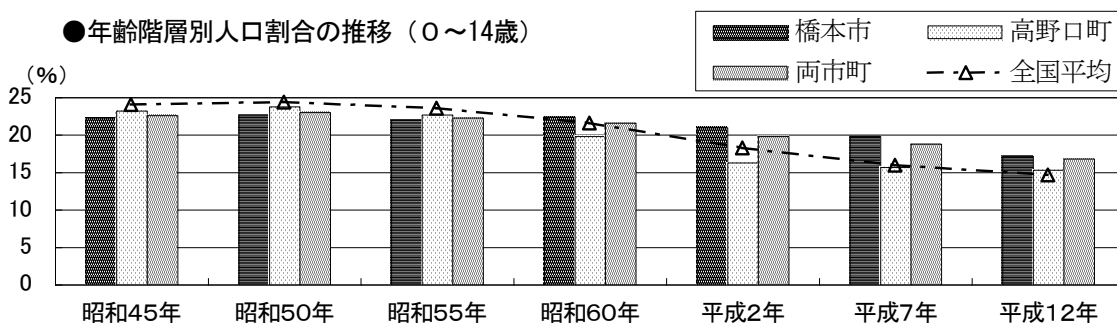


資料：国勢調査 ただし※は両市町住民担当課による9月末現在人口

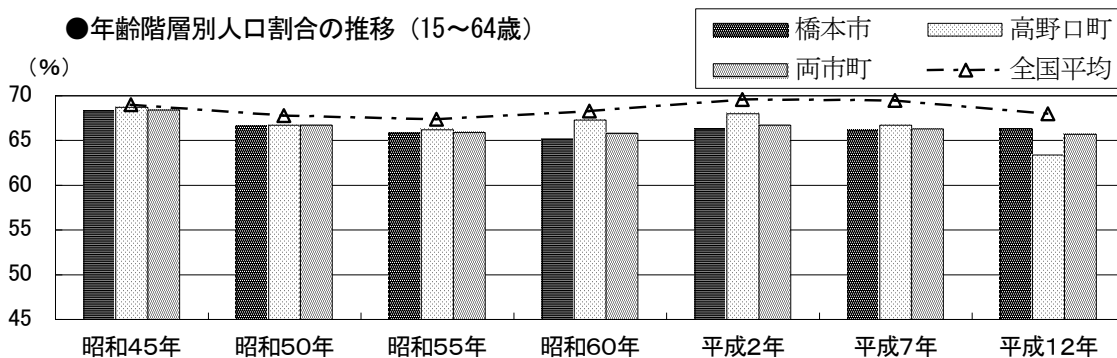
○年齢階層別人口

平成12年国勢調査により両市町の人口を年齢階層別に見ると、0～14歳人口の割合は16.8%、65歳以上人口の割合は17.5%で、全国平均と比較すると0～14歳人口の割合はやや高く、65歳以上人口の割合はほぼ同じです。

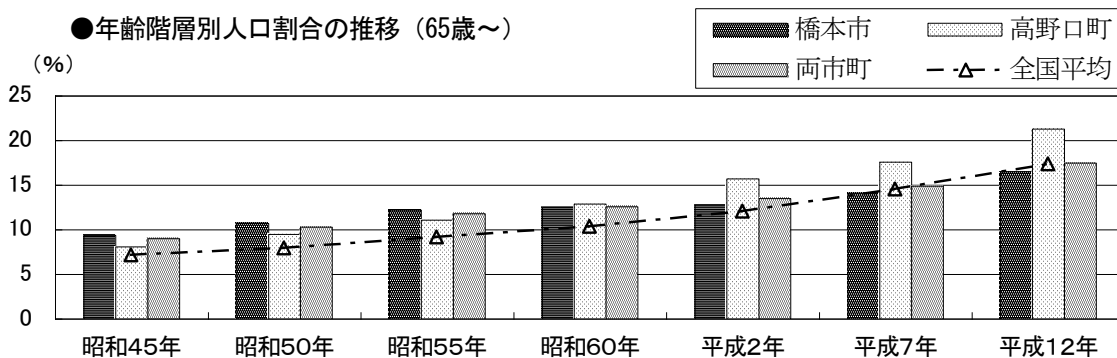
過去の傾向をみると、65歳以上人口の割合は、概ね全国平均と同様の上昇率を示しています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

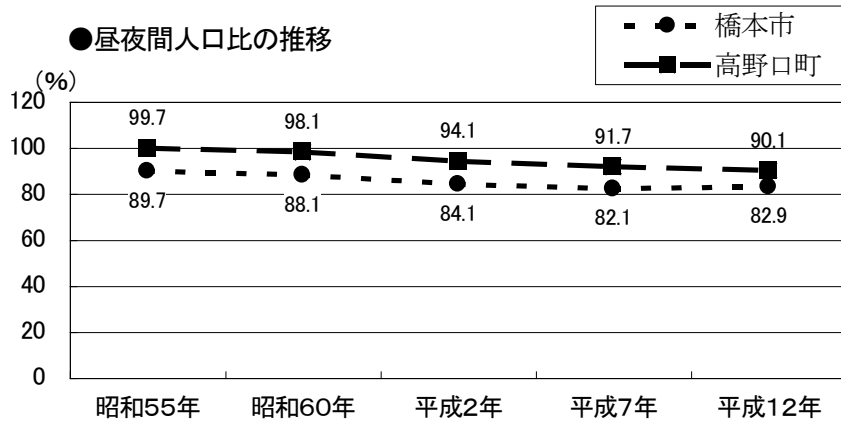


資料：国勢調査

○昼夜間人口

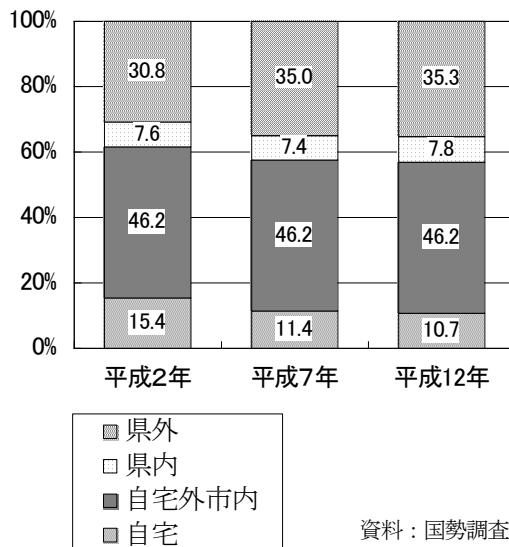
夜間人口を100とした時の、昼間の人口の指数（昼夜間人口比）をみると、橋本市は82.9となっています。これは、南海高野線とJR和歌山線の2本の鉄道があり、他府県、他市町村への通勤、通学における利便性が高く、大阪の衛星都市的性格が強いといった条件を反映して、昼間人口の夜間人口に対する比率が低いものと思われます。

これに対し高野口町は90.1となっており、流入人口と流出人口の比率があまり変わらないことから、昼間人口の夜間人口に対する比率が高くなっています。

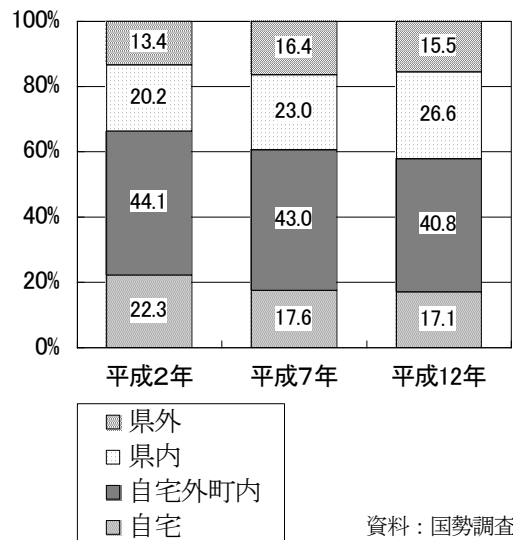


資料：国勢調査

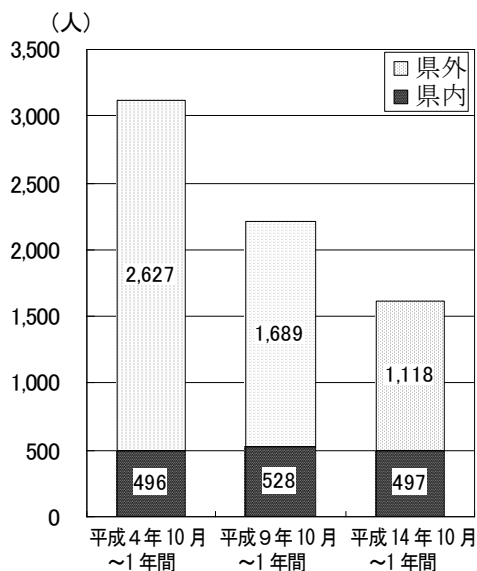
●通勤・通学先の推移（橋本市）



●通勤・通学先の推移（高野口町）

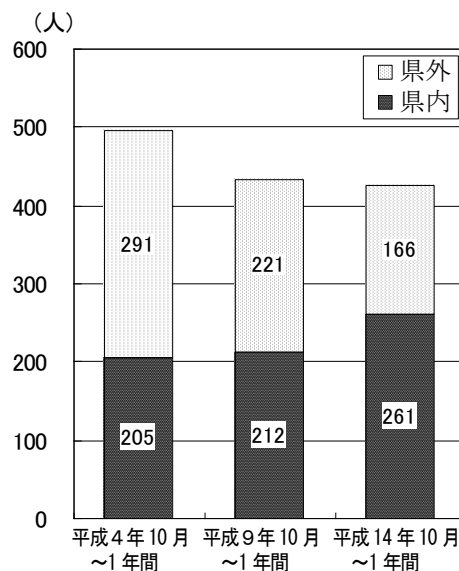


●転入者数の推移（橋本市）



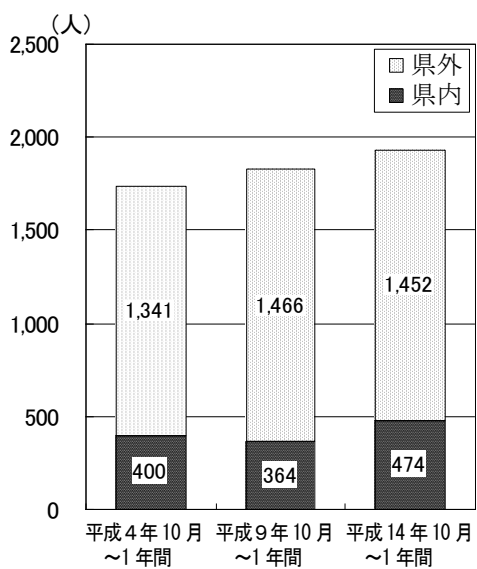
資料：県統計課

●転入者数の推移（高野口町）



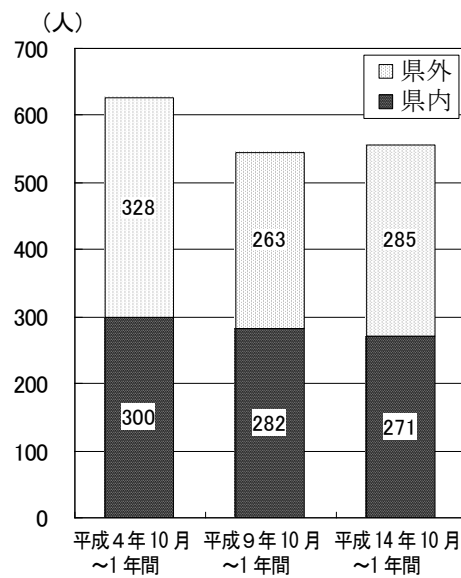
資料：県統計課

●転出者数の推移（橋本市）



資料：県統計課

●転出者数の推移（高野口町）



資料：県統計課

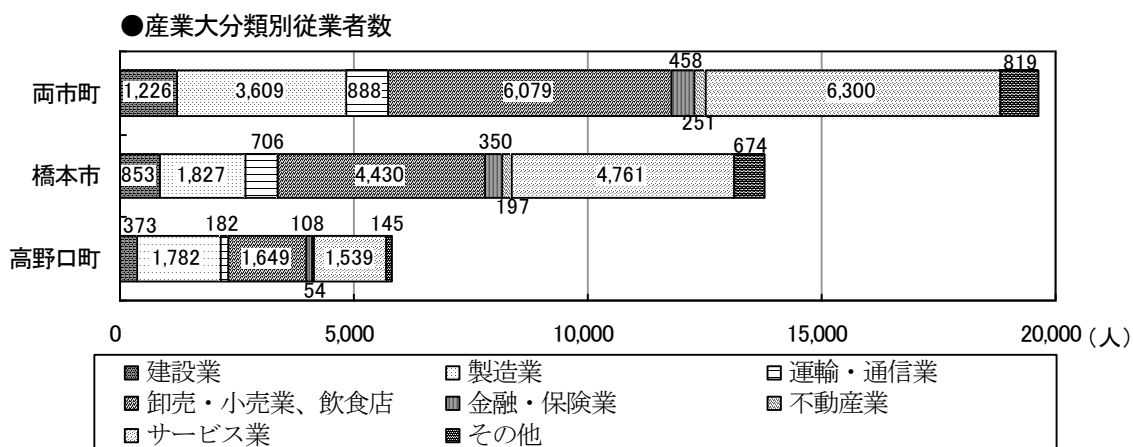
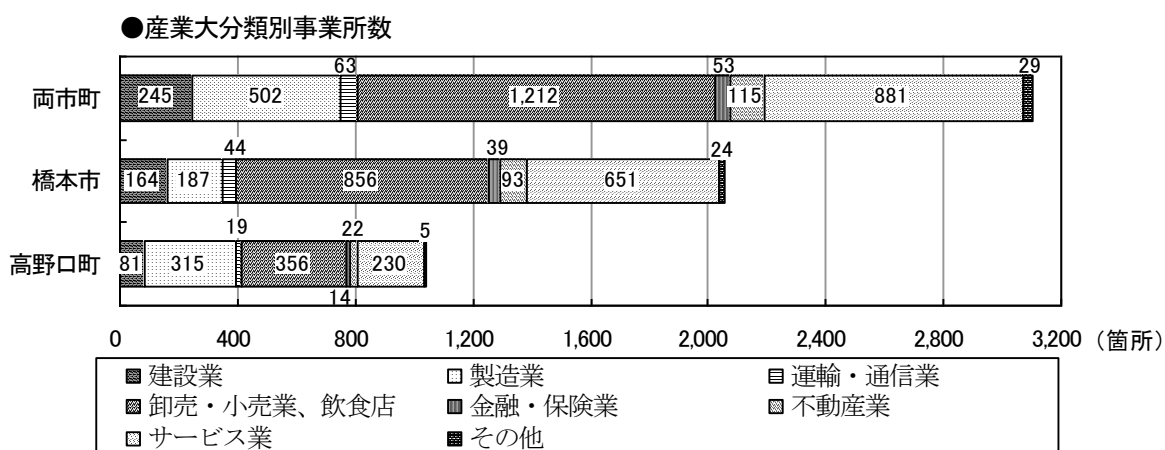
③地域産業

○地域産業

橋本市の主な産業には、柿や巨峰を中心とする果樹栽培、和歌山県内の約50%を占める養鶏業（採卵）、全国シェアの90%以上を占め、芸術品と評価される「へら竿」などがあります。また、柿の副次的生産物である「柿の葉ずし」は、郷土料理として橋本市の特産品になっています。

高野口町の主な産業には、現在国内シェアの約90%を占めるパイル織物があります。その製品は、衣料品をはじめ、寝装用品、カー用品、インテリア用品など様々な分野に及んでいます。また、柿、みかんなどの果樹栽培、盆栽や菊などの花き栽培も盛んに行われています。

産業別に事業所数・従業者数をみると、両市町とも、「卸売・小売業、飲食店」「サービス業」の比率が高く、次いで「製造業」「建設業」の順となっています。

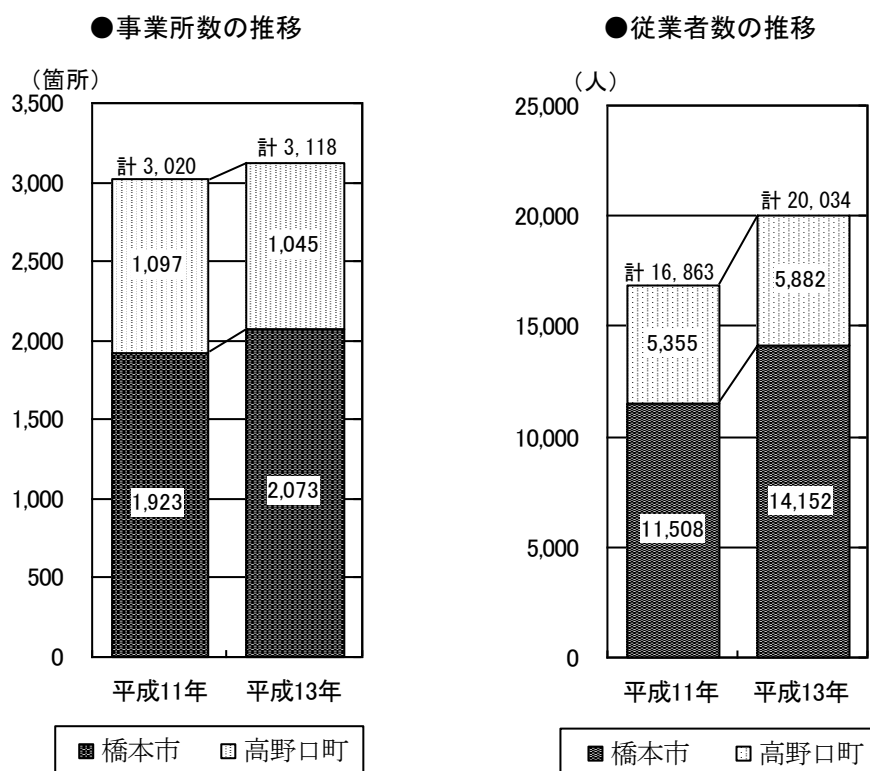


資料：事業所統計調査(平成13年)

注：「その他」は「農林業」「鉱業」「電気・ガス・熱供給・水道業」の合計

事業所数・従業者数（民営事業所）の平成11年～13年の推移をみると、橋本市では事業所数で150箇所（7.8%）、従業者数で2,644人（23.0%）増加していますが、高野口町では事業所数が52箇所（4.7%）減少し、従業者数で527人（9.8%）増加しています。

両市町では98事業所（3.2%）、従業者数3,171人（18.8%）が増加しています。

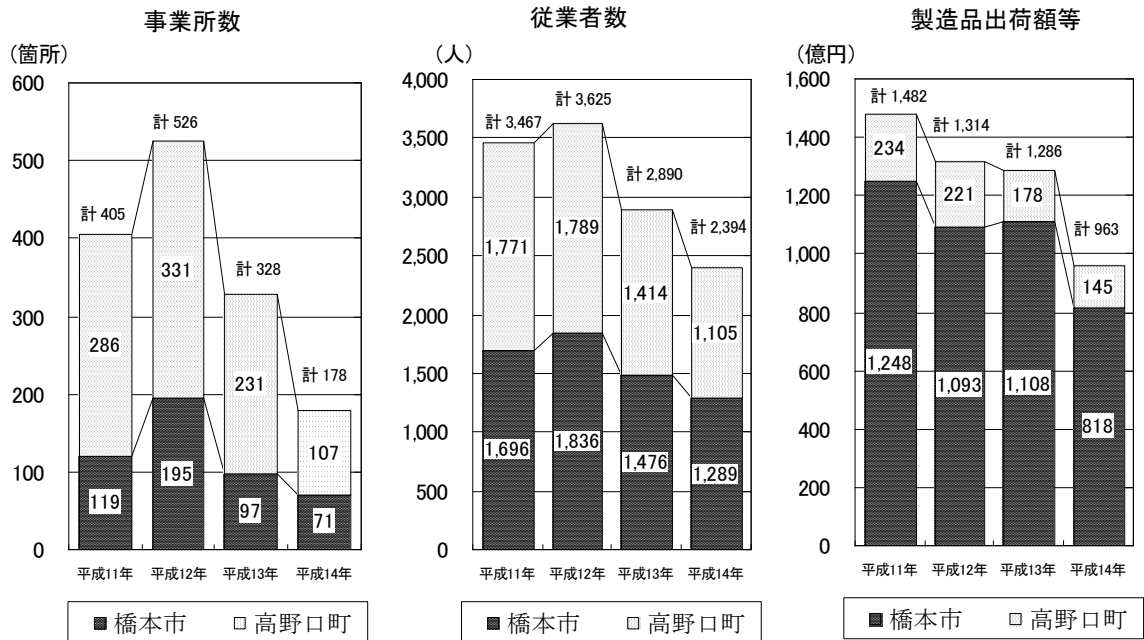


資料：事業所統計調査(平成11年、平成13年)

○工業

製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移をみると、両市町の合計では事業所数と従業者数は平成12年から、製造品出荷額等は平成11年から減少傾向にあります。特に製造品出荷額等では、平成14年と前年を比較すると著しい減少となっています。

●製造業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査

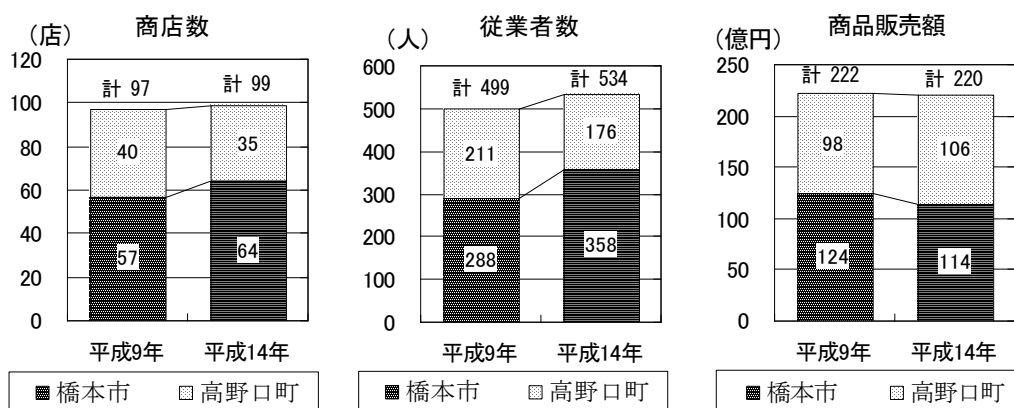
注：従業者4人以上の事業所（平成12年は1～3人の事業所含む。）

○商 業

<卸売業の動向>

卸売業の商店数・従業者数・商品販売額の推移をみると、両市町の合計では商店数と従業者数は平成9年からは増加していますが、商品販売額は減少傾向にあります。

●商店数・従業者数・商品販売額の推移

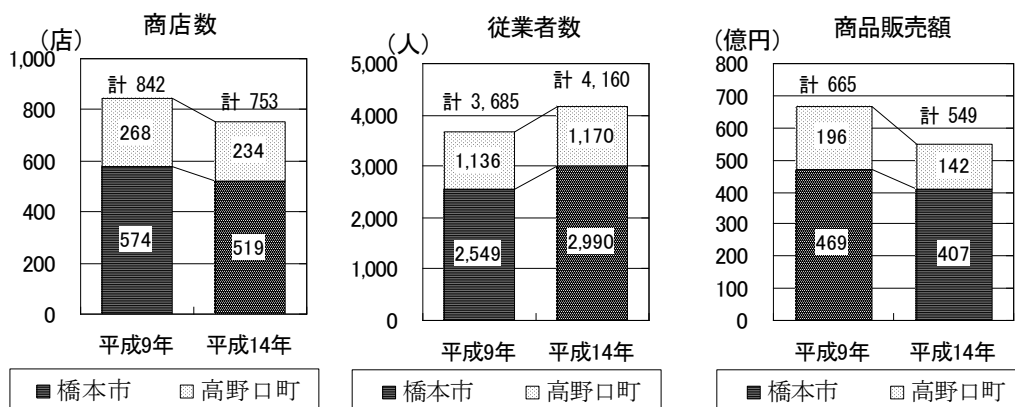


資料：商業統計調査

<小売業の動向>

小売業の商店数・従業者数・商品販売額の推移をみると、両市町の合計では商店数と商品販売額は減少していますが、従業者数は増加しています。

●商店数・従業者数・商品販売額の推移



資料：商業統計調査

※ 大型小売店（店舗面積 1,000 m²超）については、両市町で 13 店舗が立地しています。国道 24 号や国道 371 号といった幹線道路沿いに多く立地し、橋本市では、南海高野線林間田園都市駅周辺に 2 店舗が立地しています。

○農林業

農家数は、両市町では兼業農家が多く、林業事業体数は、橋本市が多くなっています。

また、農家数及び林業事業体数の変化をみると、両市町とも減少傾向にあり、農家数では特に兼業農家の比率が高くなっています。

農家数と同様、農業粗生産額及び農業生産所得については、橋本市が多くなっています。

品目別の農業粗生産額をみますと、果樹（特に柿）の比率が高く、また、橋本市では畜産の比率も高くなっています。

●農家戸数の変化

| | 橋本市 | | 高野口町 | |
|--------------|---------|---------|--------|---------|
| | 平成 7 年 | 平成 12 年 | 平成 7 年 | 平成 12 年 |
| 総 数 (戸) | 2,177 | 2,015 | 482 | 412 |
| 自給的農家 (戸) *1 | 869 | 833 | 219 | 180 |
| 専業農家 (戸) | 199 | 237 | 44 | 50 |
| 兼業農家 (戸) | 第 1 種*2 | 198 | 123 | 55 |
| | 第 2 種*3 | 911 | 822 | 164 |

資料：2000 年世界農林業センサス（農林水産省統計情報部）

* 1：自給的農家とは、経営耕地面積 30 a 未満かつ農産物販売金額 50 万円未満の農家をいう。

* 2：第 1 種兼業農家とは、農業所得を主とする兼業農家をいう。

* 3：第 2 種兼業農家とは、農業所得を従とする兼業農家をいう。

●林業事業体数（平成 12 年）

| | 林業事業体数（平成 12 年／平成 2 年） | | | |
|------|------------------------|----------------|-----------------|-------------------|
| | | 農家林家 (戸) *4 | 非農家林家 (戸) *5 | 林家以外の 林業事業体 *6 |
| 橋本市 | 817 (0.46) | 473 (0.48) | 267 (0.59) | 77 (0.24) |
| 高野口町 | 253 (0.56) | 128 (0.47) | 80 (0.50) | 45 (3.00) |

資料：2000 年世界農林業センサス（農林水産省統計情報部）

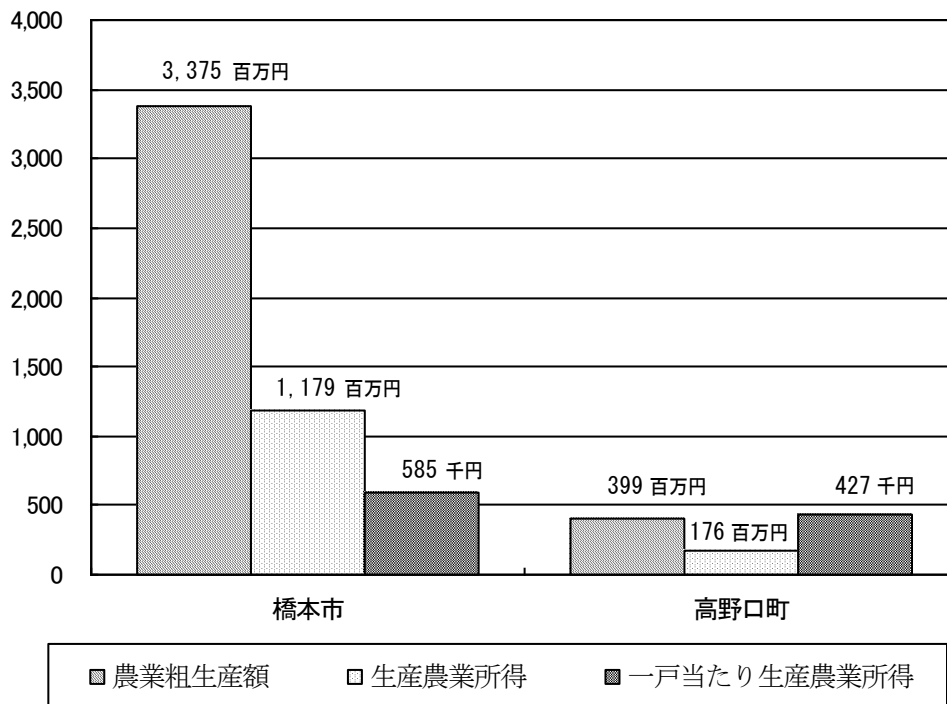
注：下段（ ）内は、平成 2 年を 1 としたときの値

* 4：農家林家とは、林家のうち、農家である世帯（調査期日現在の経営耕地面積が 10ha 以上の農業を営む世帯及び経営耕地面積がこの規定に達しないか全くないもので、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯）をいう。

* 5：非農家林家とは、林家のうち、農家以外の世帯をいう。

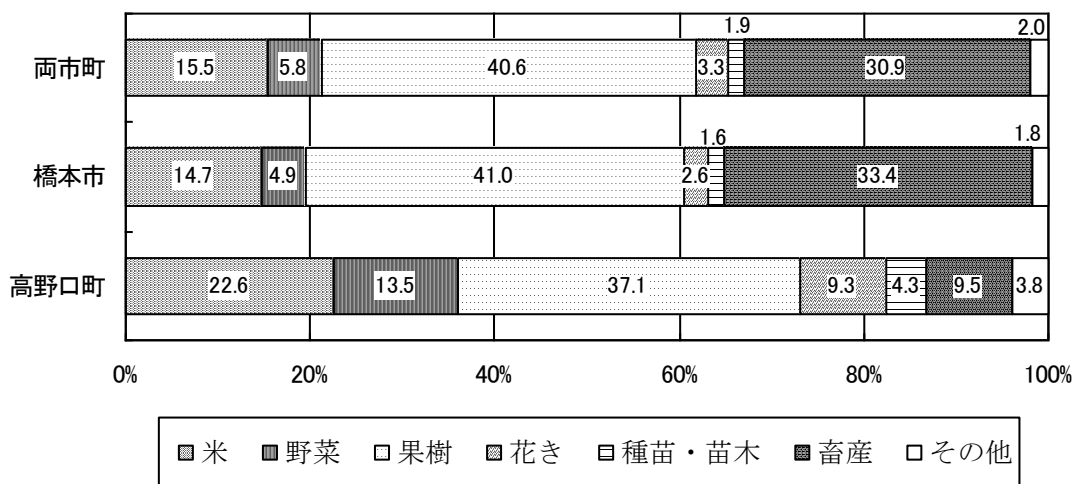
* 6：林家以外の林業事業体とは、平成 12 年 2 月 1 日現在の保有山林面積が 1 ha 以上ある会社、社寺、共同、各種団体・組合、財産区、慣行共有、市区町村、地方公共団体の組合、都道府県、国及び特殊法人をいう。

● 農業粗生産額及び生産農業所得（平成12年）



資料：和歌山農林水産統計年報（近畿農政局 和歌山統計情報事務所）

● 農業粗生産額の品目別比率（平成12年）



資料：和歌山農林水産統計年報（近畿農政局 和歌山統計情報事務所）
 注：橋本市の「畜産」は鶏のデータのみ。

○観 光

両市町には、文化財、史跡など歴史的資源が多く、また、1つの国定公園（金剛生駒紀泉国定公園）と1つの県立自然公園（かつらぎ高野山系県立自然公園[平成21年度より高野山町石道玉川峡県立自然公園と名称変更]）を有するなど、良好な自然に恵まれた環境といえます。祭りや社寺参詣のほか、ゴルフなどのスポーツ、新緑や紅葉の季節には、自然とのふれあいを楽しむハイキングなどで多くの観光客が訪れています。

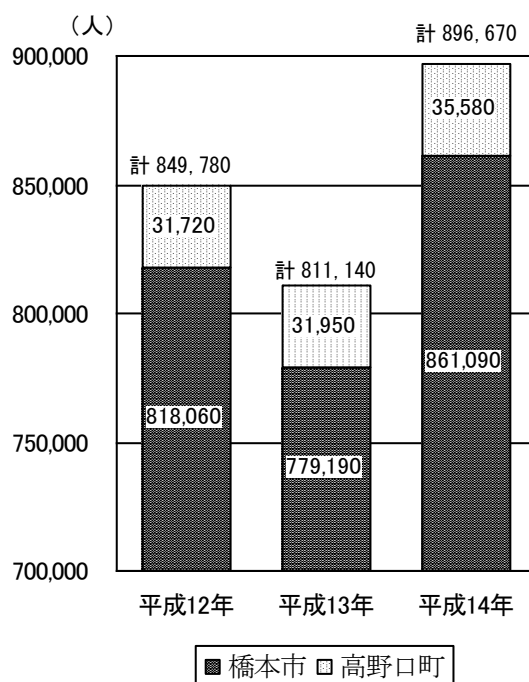
以下の表に両市町の観光客入込数を示していますが、平成12年から平成14年の変化をみますと、高野口町では増加傾向にあります。橋本市では平成13年にやや減少したものの、平成14年には増加しています。

●観光客入込数（平成12年～平成14年）

| | 橋本市 | | | 高野口町 | | |
|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 | 平成12年 | 平成13年 | 平成14年 |
| 総数(人) | 818,060 | 779,190 | 861,090 | 31,720 | 31,950 | 35,580 |
| 宿泊客(人) | 23,500 | 19,880 | 20,409 | 0 | 0 | 0 |
| 日帰客(人) | 794,560 | 759,310 | 840,681 | 31,720 | 31,950 | 35,580 |

資料：観光客動態調査報告書（県観光振興課）

●観光客入込数



資料：観光客動態調査報告書（県観光振興課）

●主要観光地の観光目的別観光客（平成14年）

| | キャンプ | スポーツ・ハイキング・ゴルフ等 | 釣り | 花見 | 観光農園 | 温泉・保養 |
|------|---------|-----------------|---------|--------|-------|---------|
| 橋本市 | 7,450 | 349,100 | 31,560 | 35,830 | 1,940 | 78,580 |
| 高野口町 | 1,150 | 3,450 | 3,600 | 2,800 | - | - |
| | 祭 | 社寺参詣 | 風景・自然鑑賞 | 観光施設 | その他 | 合計 |
| 橋本市 | 231,500 | 91,540 | 24,570 | 8,960 | - | 861,030 |
| 高野口町 | 3,100 | 20,600 | - | - | 880 | 35,580 |

注：単位（人）

●両市町の主な観光資源

| | 橋本市 | 高野口町 |
|-----------|--|---|
| 景勝地・自然公園等 | <ul style="list-style-type: none"> ・金剛生駒紀泉国定公園 ・かつらぎ高野山系県立自然公園 [平成21年度より高野山町石道玉川峡県立自然公園と名称変更] ・真土山（飛び越え石） ・玉川峡（県指定） ・恋し野の里あじさい園 ・子安地藏寺（藤） ・杉村公園、丸山公園、城山台中央公園（桜） | <ul style="list-style-type: none"> ・金剛生駒紀泉国定公園 ・高野口公園（桜） ・滝の井戸（紀の国の名水） |
| 文化財 | <ul style="list-style-type: none"> ・人物画像鏡（隅田八幡神社／国宝） ・利生護国寺本堂（重要文化財） ・隅田八幡神社の秋祭（県指定） ・陵山古墳（県指定） ・橋本の舟楽車（県指定） ・相賀八幡神社の石燈籠（県指定） ・神野々廃寺塔跡（県指定） | <ul style="list-style-type: none"> ・三彩壺（重要文化財） ・弘法寺の梵鐘（県指定） ・信太神社のくすのき（県指定） ・嵯峨谷の神踊り（県指定） ・名古屋廃寺跡（県指定） ・地藏寺の五輪塔（県指定） ・しぐれの松（県指定） |
| 観光・体験施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・玉川峡のハイキング、キャンプ ・やどり青少年旅行村 ・釣堀体験（根古川のマス釣り） ・温泉（やどり温泉、紀伊見温泉） ・ヘラブナ釣り体験（隠谷池） ・橋本市郷土資料館 ・観光農園 | <ul style="list-style-type: none"> ・パイル織物資料館 ・一本杉ハイキングコース ・IT 地域交流センター |
| 年中行事 | <ul style="list-style-type: none"> ・紀の川祭（8月15日） ・秋祭り（10月第2土日曜日） ・商工まつり（11月上旬） ・農林業まつり（11月中旬） ・橋本マラソン（2月11日） | <ul style="list-style-type: none"> ・桜まつり（4月第1日曜日） ・紀の川カッパまつり（8月第3日曜日） ・秋まつり「歩行者天国」（10月第2日曜日） |

資料：和歌山県観光マニュアル（和歌山県観光連盟）
郷土資料辞典30(和歌山県)を加筆

④土地利用

新市域の中央部を東西に紀の川が流れ、この河岸段丘に沿って市街地、集落地が線状に形成されています。また、北部丘陵では大規模住宅開発が進み、新市街地が形成されています。新市域（13,024ha）のうち、森林が約60.1%、農地が約14.5%、宅地が約7.2%を占めています。

●土地利用の状況

| | 田 | 畑 | 宅地 | 森林 | その他 | 計 |
|------|---------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|--------------------|
| 橋本市 | 650 (5.9%) | 794 (7.2%) | 675 (6.1%) | 6,890 (62.5%) | 2,009 (18.2%) | 11,018 (100.0%) |
| 高野口町 | 110 (5.5%) | 333 (16.6%) | 266 (13.3%) | 941 (46.9%) | 356 (17.7%) | 2,006 (100.0%) |
| 計 | 760 (5.8%) | 1,127 (8.7%) | 941 (7.2%) | 7,831 (60.1%) | 2,365 (18.2%) | 13,024 (100.0%) |

資料：統計要覧はしもと 2003 年度版
高野口町土地分類調査 平成 15 年 3 月
注：単位 (ha)

(3) 関連計画の概要

①両市町の長期総合計画

橋本市においては「橋本市第3次長期総合計画」が、高野口町においては「高野口町長期総合計画」が策定されており、その概要は下記のように示されています。

| | 橋本市 | 高野口町 |
|---------------|---|--|
| 名 称 | 橋本市第3次長期総合計画 | 高野口町長期総合計画 |
| 計画年次 | 基本構想：平成8（1996）年 ～平成22（2010）年 基本計画：平成8（1996）年 ～平成17（2005）年 | 基本構想：平成15（2003）年 ～平成24（2012）年 基本計画：平成15（2003）年 ～平成19（2007）年 |
| 将来像 | 「“自然と生活文化が織りなす夢ステージ” 笑顔輝く創造都市—橋本—」 | 「“集楽” なまち高野口」 |
| 基本的な 目標・理念 | 「市民が人権を尊び、人々と、自然と、 文化と交流し、自ら育てるまちづくり」 ○地域活力の源となる都市基盤を築くま ちづくり/交流の創造 ○自然と共生する安全で快適な生活環境 のまちづくり/生活の創造 ○人権を尊び、社会の連帯を深める、健 康で明るい交流のまちづくり/福祉の 創造 ○地場産業を活性化し、特色ある技術を 持ち、豊かな産業を育むまちづくり/産 業の創造 ○優れた文化にふれ、教養を高め、スポ ーツに親しむ生きがいのまちづくり/ 文化の創造 | ○まちづくりの主体づくり（「行政と住民の協 働」） ○暮らしの環境づくり（「行政と住民の協働」） ○地域の産業づくり（「住民主導・行政支援」） ○まちの基盤づくり（「行政主導・住民支援」） |
| 人口フレーム | 平成22（2010）年時点 57,300人 【平成12（2000）年国勢調査値：55,071人】 | 平成24（2012）年時点 16,000人 【平成12（2000）年国勢調査値：15,398人】 |

②第4次橋本周辺広域市町村圏計画(平成13年度～平成22年度)(抜粋)

《橋本周辺広域市町村圏組合》

「橋本周辺広域市町村圏計画(第4次)」においては、両市町を含む圏域の将来像及び両市町の土地利用の基本方針が下記のように示されています。

土地利用の基本方針(基本構想編「3.土地利用の方針」)

【橋本市】

①商業業務系

橋本駅周辺を中心商業地、主要駅周辺を近隣商業地として整備する。とくに橋本駅周辺は土地
区画整理事業による土地利用の高度化を図り中心都市機能の充実をめざす。

②農業系

計画的にそれぞれの自然的地理的条件に合致した生産緑地地区として整備する。また都市近郊
型農業やレクリエーションとの融合を図る。

③スポーツ・レクリエーション系

紀の川・和泉山脈・紀伊山地を自然緑地ゾーンとして保全しつつ、環境と共生するレクリエー
ションの場として整備を促進する。

④工業系

既存のものを環境面に配慮しつつ、質的な充実を促進する。またICや国道バイパス供用に伴
い広域物流拠点の整備を図る。

⑤学研産業系

開発地区で高等教育施設や研究機関、環境と調和する先端産業などの誘致に努める。

⑥森林系

「水」と「緑」豊かな自然環境を保全しつつ、市民が身近に感じることのできるふれあい空間
を整備する。

⑦住居系

利便性の高い住環境への改善、整備を推進するとともに、計画的な市街地形成への規制・誘導
を行う。北部丘陵地の大規模住宅開発地については、自然に恵まれた快適な住宅地を計画的に
建設する。

【高野口町】

①商業地

既存商店街周辺地域は、中心商業地としての再整備を推進する。

②市街地

既存市街地は住環境の再整備と建物等の不燃化を推進する。新市街地については、良好な住環
境を創出するとともに、新たな都市機能の整備を誘導する。

③工業地

紀の川沿いの繊維関連工場集積地は、生産環境の整備と工場の誘致を促進する。

④農業地

広域農道周辺については、優良農地を保全しつつ、農業基盤整備を推進する。

⑤山間部山林

良好な自然環境と山林の持つ多様な機能を保全しつつ、レクリエーションの場としての活用を
推進する。

③和歌山県橋本地方拠点都市地域基本計画（平成9年～概ね10年間）（抜粋）

《橋本周辺広域市町村圏組合》

「和歌山県橋本地方拠点都市地域基本計画」においては、両市町を含む地域の将来像及び両市町の拠点についての整備方針は下記のように示されています。

| | |
|--|--|
| <p>地域の将来像</p> <p>拠点地区の整備方針</p> <p>【はしもと中心市街地拠点地区】</p> <p>当該地域の中心的な市街地として、地域内の人々の交流拠点、また地域外から訪れた人々に対する表玄関として個性と魅力のある地区となるよう整備を図る。</p> <p>そのため、他地区とのネットワークの強化、地区内の街並みや居住環境、都市防災の向上をめざし、道路をはじめとする交通ネットワーク整備を行うとともに橋本川の改修を図る。加えて地域の魅力および拠点性の向上をめざし道路整備に併せて商業地の活性化を図る。</p> <p>また、地区の定住人口の維持と拡大をめざし、居住空間を良好なものとするため、地区内の街路や下水道の整備を進める。</p> <p>さらに、地域内外の人々にふるさとを実感させる、地域の個性と魅力づくりをめざして歴史・自然資源を活かした河川空間および街並みの整備を行う。</p> <p>【はしもと複合機能拠点地区】</p> <p>豊かな自然環境に調和した住宅地の整備を主体として、快適に暮らすことに加え、働き、遊び、学ぶこともでき、外部からも多く人が訪れる元気で健やかな複合機能都市づくりをめざす。</p> <p>そのために、新しい住民を呼び込み、地域全体を活気あるものとする良好な住宅地および居住環境の整備を進める。多様な住宅を整備することによって、居住者の年齢や家族構成にも広がりのある住宅地とする。</p> <p>加えて、快適な生活環境と複合的な機能を持つ都市づくりの一環として商業機能を導入するとともに、多様な催しや講座の開催が可能な文化施設やスポーツ施設などの整備を図る。</p> <p>さらに、当地域が自立した都市となるために重要な役割を果たす職機能の整備として居住環境と調和のとれる研究産業施設等の立地を促進するとともに、健康な地域社会の形成を図るための憩いの場を創出すべく、広域医療圏における中核病院および大学・専門学校等高等教育機関の集積を図る。</p> <p>また、京奈和自動車道等の整備にあわせ当地区と他地域との連携を強化するアクセス道路の整備を進める。</p> <p>【はしもと運動公園拠点地区】</p> <p>当地区は位置的にも新しい住民と旧くからの住民がともに憩い、交流を深める拠点としてとらえることができ、また防災面からは広域的な避難地としての役割が期待されている。</p> <p>地区整備にあたっては、地域外の人々をスポーツイベント等によって集客する、地域内外の人々にとっての一大スポーツ・レクリエーション拠点づくりをめざす。</p> <p>そのため、魅力的な施設や空間の整備を図り、スポーツ・レクリエーション機能の充実を図るとともに、地域内および地域外との交通ネットワークを強化することによって多方面からのアクセスを向上させる。</p> <p>また、地域外の人々の受け皿として宿泊施設の整備も促進する。</p> <p>【高野口・水と緑のリゾート拠点地区】</p> <p>自然を介して、人々がほっとすることのできる、人と人、人と自然とのふれあいの拠点となるよう整備を進める。</p> <p>そのため、地区内を楽しく歩いたり、自転車で回ったりすることのできる遊歩道やサイクリングロードの整備を進める。加えて、より多様な楽しみ方ができるよう、宿泊やレクリエーション施設、公園等の整備も進める。</p> <p>また、地区へのアクセスを向上させるため、都市計画道路等へのアクセス道路を整備する。</p> | <p>人びとの心に生きる次代の「ふるさと」</p> <p>～橋本地方拠点都市地域～</p> |
|--|--|

(4) 住民生活の実態と意向

〈橋本市・高野口町の将来のまちづくりアンケート〉について

住民のみなさんのご意見をまちづくり計画に反映させるため、生活行動や行政への評価、合併後のまちのすがたなどについてアンケートを実施しました。調査は平成16年6月に行い、3,530人の住民のみなさんから回答をいただきました（回収率50.3%）。

ここではその回答結果のあらましを紹介します。

①生活行動（問2）

病院や診療所、日用品の買物などでは、7割以上の方が両市町内の施設を利用しています。また、映画・音楽などの娯楽では大阪府内に出かける人が過半数になっているほか、通学先・通勤先でも大阪府内が最も多いことがわかります。

| 生活行動の種類 | 第1位 | % | 第2位 | % | 第3位 | % |
|------------------------|------|------|------|------|--------|-----|
| (1) 通学先・勤務先 | 大阪府内 | 18.5 | 橋本市 | 17.4 | 高野口町 | 6.5 |
| (2) 日用品の買物 | 橋本市 | 55.7 | 高野口町 | 23.5 | 大阪府内 | 5.9 |
| (3) 耐久消費財(テレビ・家具などの購入) | 橋本市 | 34.4 | 大阪府内 | 31.7 | 高野口町 | 8.5 |
| (4) 映画・音楽などの娯楽 | 大阪府内 | 58.2 | 橋本市 | 4.4 | その他の地域 | 3.5 |
| (5) スポーツ・レクリエーション | 橋本市 | 25.7 | 大阪府内 | 19.7 | その他の地域 | 7.3 |
| (6) 病院や診療所 | 橋本市 | 61.5 | 高野口町 | 12.0 | 大阪府内 | 8.6 |

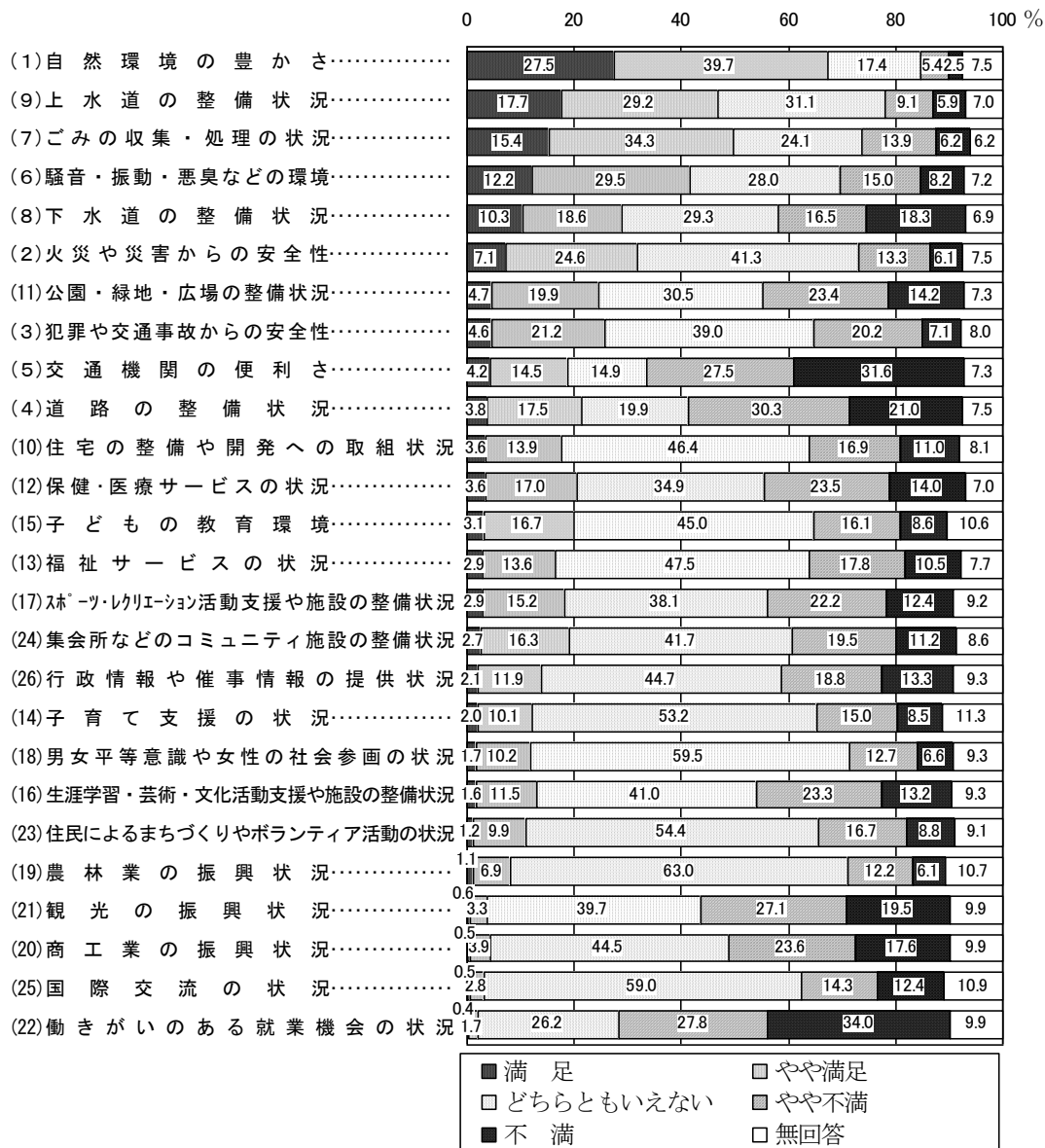
*順位は「無回答」を除く。また、(1)通学先・通勤先については、「就学・就労していない」も除く
*「その他の地域」とは、和歌山県・大阪府・奈良県以外の地域

②まちの現状に対する評価（問3）

26の項目について「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」の5段階で尋ねました。

「やや不満」と「不満」の合計が35%以上の項目は、「(22)働きがいのある就業機会の状況」「(5)交通機関の便利さ」「(4)道路の整備状況」「(21)観光の振興状況」「(20)商工業の振興状況」「(11)公園・緑地・広場の整備状況」「(12)保健・医療サービスの状況」「(16)生涯学習・芸術・文化活動支援や施設の整備状況」の8項目で、産業・就業状況や交通利便性に対する評価が厳しくなっています。

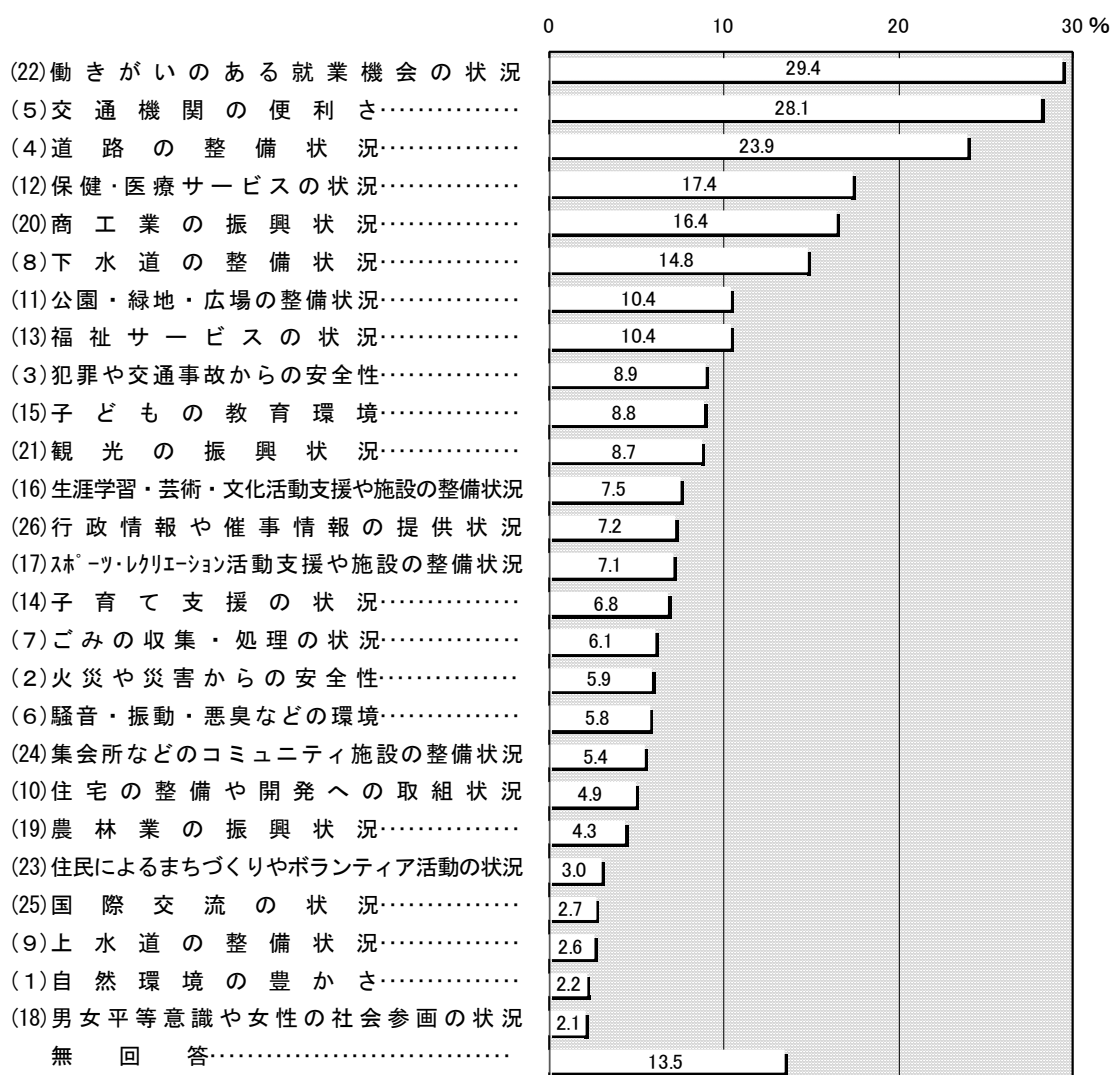
●まちの現状



③もっとしっかりやって欲しい行政分野 (問4(2))

「(22)働きがいのある就業機会の状況」「(5)交通機関の便利さ」「(4)道路の整備状況」「(12)保健・医療サービスの状況」「(20)商工業の振興状況」が上位の5項目で、産業・就業関係や交通利便性のほか、保健・医療分野があげられています。

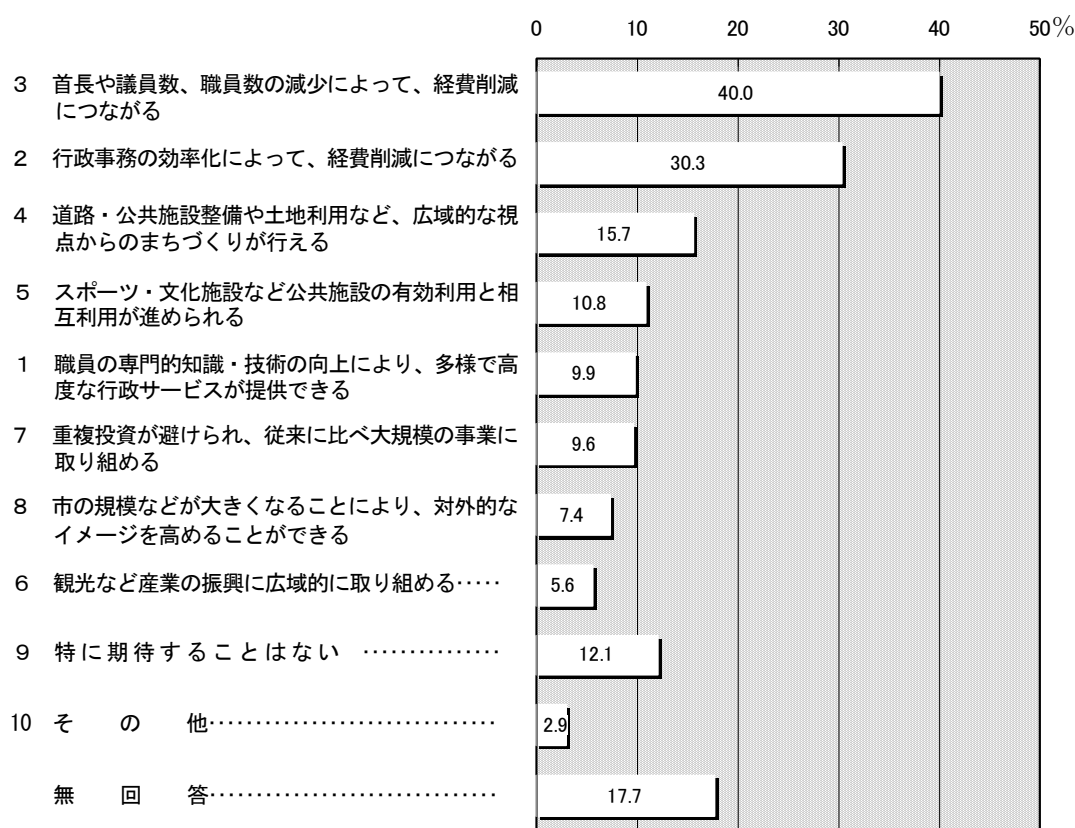
●もっとしっかりやって欲しい行政分野



④合併に期待する効果（問7）

「3 首長や議員数、職員数の減少によって、経費削減につながる」が40.0%で最も高く、これに「2 行政事務の効率化によって、経費削減につながる」(30.3%)が続き、経費の削減に対する期待が大きくなっています。

●合併に期待する効果



⑤合併後に期待するまちのすがた（問9）

「7 高齢者や障害者など、すべての人が安心して暮らせるまち」「4 災害や犯罪、交通事故のない安全に暮らせるまち」「8 保健・医療や健康づくりの施策が充実した健康のまち」「1 水と緑が豊かな、自然環境を大切にするまち」「5 道路・上下水道・市街地などが整備され、生活基盤が充実したまち」などが上位を占め、安全・安心で健康づくりと医療、福祉が充実し、豊かな自然、便利で快適なことなどがあげられています。

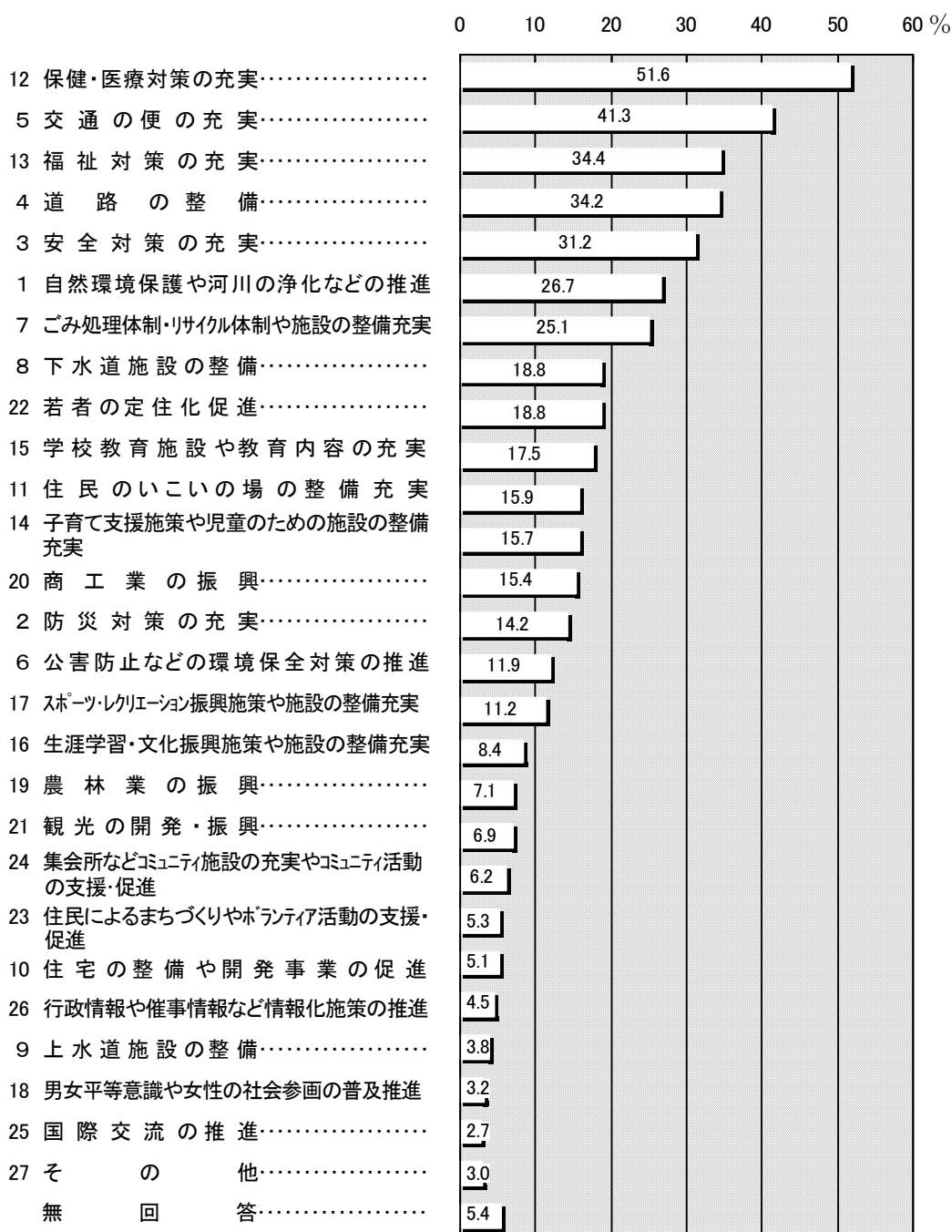
●合併に期待するまちのすがた



⑥合併後の重点施策（問10）

「12 保健・医療対策の充実」「5 交通の便の充実」「13 福祉対策の充実」「4 道路の整備」「3 安全対策の充実」が上位の5項目で、保健・医療や福祉の充実のほか、道路・交通の利便性向上、安全の確保などが望まれています。

●合併後の重点施策



(5) 新市におけるまちづくりの課題

将来のまちづくりアンケート結果と両市町の長期総合計画などをもとに、新市におけるまちづくりの課題を以下のとおり整理します。

① 自然と調和した安全でゆとりある生活環境の形成

地球規模での環境問題が深刻化するとともに、資源保護の重要性が高まっており、ごみの減量化、リサイクルの推進等による省資源・省エネルギーへの対応を含めた自然保護が重要な課題となっています。

新市は、紀の川をはじめとする豊かで美しい水と緑に囲まれています。この恵まれた自然を守り次代へ引継ぐとともに、日常生活における憩いの空間として市民が身近に享受できる自然と調和した環境を整備する必要があります。

同時に、地震や洪水などの自然災害や不慮の事故などに対しては、消水防体制・救急救助体制を整備しておくことが求められています。

② 定住促進と産業の振興による就業機会の拡大

両市町の人口は、平成 12 年をピークに微減傾向を示しています。これは、少子化に加え、生産年齢人口である若年層の流出が大きく影響しており、このままこの傾向が続くと地域活力の低下につながります。

既存産業の高度化や次世代産業の導入などによる地場産業の振興を図るとともに、新ビジネスの育成や支援、若者の定住化の促進、新たな雇用の創出を図り、生産年齢を中心とした定住人口の確保による地域活力の向上や地域産業の活性化を進めていくことが求められています。

③ 少子高齢社会への対応

両市町における高齢化の傾向は、今後ますます進むものと思われます。知識や経験豊富な人材は地域の財産であり、高齢者が積極的に社会参加し、生きがいをもって暮らせる環境づくりが必要です。

また、少子化が進む中、男女共同参画による地域づくりを進める視点から、子育て支援や女性の就労支援により、男女が共に安心して子どもを生み育てられる環境整備が求められています。

福祉・保健・医療の充実とこれらの連携を強化させ、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる条件整備が求められています。

④地域の一体化の推進

それぞれの歴史や文化をもつ地域が、合併を契機に新しいまちとして生まれ変わります。個性豊かな特性を活かし、不足する機能の相互補完や地域間での人・モノの交流や連携を進めることが、新市の魅力の創出につながります。

地域間の日常的な連携を支える都市基盤の整備や交通ネットワークの形成を図り、ハード・ソフト両面から速やかに新市の一体感を醸成する必要があります。

⑤市民参画の推進

地方分権の流れは、新市がこれまでより大きな権限と責任をもって地域の発展に資するための契機となるものです。そのためには、行政機能が充実するだけでなく、市民が主体的にまちづくりに関わる必要があります。

これを実現するためには、市民と行政が相互の信頼のもとに情報を共有し役割を分担しながら、積極的な協働（パートナーシップ）※を可能にする環境整備が必要です。

第2章 新市まちづくりの基本方針

第1節 新市まちづくりの基本理念

「21世紀は環境の世紀」と呼ばれるように、わたしたちのくらしは、省資源・省エネルギーを基本として営まれることが求められています。また、全国的に少子・高齢化の傾向が強まることが予測されており、かつてのように生産や消費の一方的な拡大は期待できません。

しかし、量的な拡大に制約はあっても、くらしの質や産業の質、水や緑の質を高めるなど質の発展には限りない可能性があります。

単に新しいものを追い求めるのではなく、現状を見つめなおし、この質をいかに高めるかを模索し、結果として新しいものを築いていくという姿勢を大切にします。

新市のまちづくりは、このような“質の追求”を目指すとともに、その基本理念を、次のように定めます。

質の追求 ～ひと・自然・歴史を磨くまちづくり～

- 人々が生き活きとくらし、働き、学べること
- まちの緑や水が輝き、個性ある風土が培われること
- 地域に伝わる歴史や文化が大切にされ、未来に継承されること

多様な人々が、それぞれの個性を尊重しながら、互いの交流や協力関係を保つことによって、地域とのつながりが深まり、人権の尊重を基調としたまちづくりへの積極的な参画が期待できます。

また、世界遺産※「紀伊山地の霊場と参詣道」へと続く高野街道、文物の交流を生み、まちの発展を支えた大和街道や紀の川などの歴史的な地域資源、水や緑など固有の地域資源を尊重し、くらしや産業の中に位置づけ、まちづくりとの関わりを深めることによって、その質が高まり魅力が深まります。

これらのことを実現するために、新市に住む人すべてが新市の擁する地域資源を結集して、人々の新市への愛着と誇りが深まるようなまちづくりを目指します。

第2節 新市の将来像

(1) 新市の将来像

人々がこれから求める豊かさは、「ゆとり」と「潤い」であると思われます。

「ゆとり」とは、物質的に満足しているだけでなく、人々が無理のないくらしができることであり、時間に追われることなく、余裕をもって働き、学び、楽しめることと考えます。

また、「潤い」とは、市民一人ひとりの個性や能力が尊重されること、人と人との関係が好ましいものであること、人を包む自然環境や都市環境の質がすぐれたものであることなどから生まれるものと考えます。

わたしたちは、このような人々の「ゆとり」と「潤い」が生まれることを新市の発展と考え、美しい自然や魅力ある歴史・文化資源などを背景に、人と人との支え合いや交流によって生活の質を高めていくことができるまちを目指します。

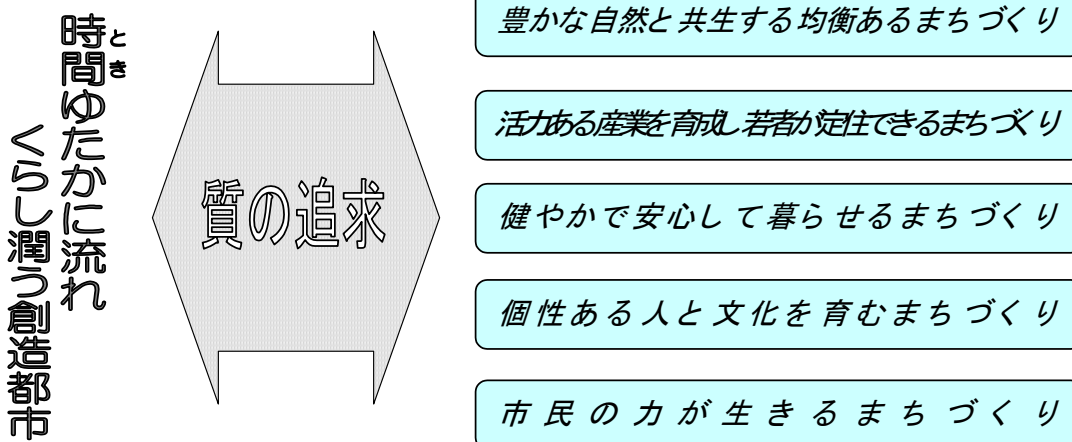
このような理念のもとに、新市の将来像を次のように表現します。

と き
時間ゆたかに流れ

くらし潤う創造都市

(2) 新市まちづくりの基本方針

基本理念に立脚した将来像実現に向けての基本方針を次のように定めます。



豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

本地域の豊かな自然を守り次代へ引継ぐために、持続可能な循環型社会^{*}の形成を目指します。また、市民生活に潤いを与えるため、人々の安らぎやレクリエーションの場としての活用を図るなど、自然の恵みを活かしたまちづくりを進めます。

京奈和自動車道や国道371号バイパスなどの、広域幹線道路を活用した新市の発展方策を検討します。

さらに、市内の道路整備と公共交通の充実を促進し、新市の有機的な一体化と均衡ある発展、及び生活基盤の充実を図ります。

活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり

大都市近郊の優位性を活かし生産基盤の整備を図り、産学連携の手法を取り入れながら、環境と調和した創造性豊かな産業の創出と、古くから地域経済を支えてきた地場産業の振興に努めます。

担い手農家^{*}の育成や営農組織の充実を進めるとともに、消費者との交流を図りつつ農産物のブランド化を進めるなど、都市近郊型農業への発展を図ります。

新市を代表するへら竿、パイル織りなどの地場産業については、高付加価値化や観光化などによる新たな展開・発展を図ります。

また、商業の活性化を図るとともに、情報化の進展に伴うIT^{*}（情報・通信技術）を活用した新たな産業の創出や、コミュニティ・ビジネス^{*}の促進など、若者にとって魅力ある雇用の場の確保と環境の整備に努めます。

健やかで安心して暮らせるまちづくり

すべての人が活力をもって暮らすことのできる共生のまちづくりを進め、異世代間の交流によって安心であたたかい地域社会の実現に努めます。

次代を担う子どもを、安心して健やかに育てることのできる環境の整備に努めます。

高齢になっても元気で生き生きと過ごすために、市民の積極的な健康づくりや社会活動への参加を促進するとともに、治療や介護が必要になっても、安心して地域医療や介護サービスが受けられる体制の整備に努めます。

個性ある人と文化を育むまちづくり

人間性を高め、「生きる力」を育む学校教育を推進するとともに、人権を尊重し、郷土を深く知りまちに誇りをもてる、人づくりを基本にした教育の充実を図ります。

また、だれもが主体的に学び、芸術を享受し、様々な文化を創造できる生涯学習体制の整備に努めます。

地域の歴史的・文化的資源を再発見し、その活用を図るなど、更に磨きをかけることによって新市の新たな魅力を創出するとともに、これらの活動を通じて市民の間の活発な交流を促進し、潤いと活力のある地域を形成します。

市民の力が生きるまちづくり

日常的な助け合いや地域での話し合いなど様々な場面での、「コミュニティ力」を高めることによって、互いに信頼し、安心できる地域社会の形成に努めます。

このため、自治会並びに社会的な公益活動を行うNPO^{*}やボランティア等の団体が、自主的に取り組む有償・無償で行われる地域活動と連携することで、市民と行政が一体となったまちづくりを推進します。

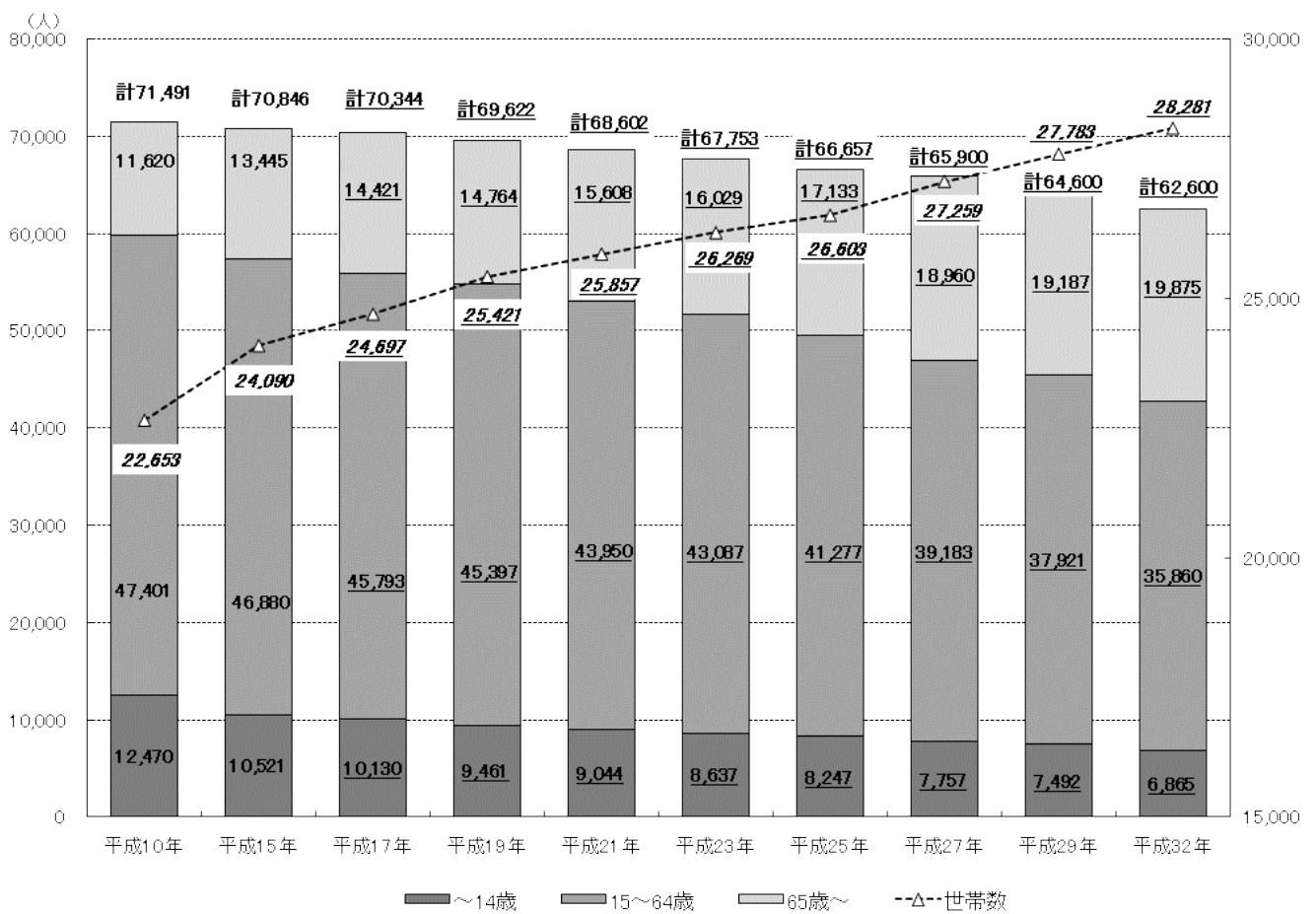
また、市民の自治意識の高揚とまちづくりへの積極的な参画を促進するため、行政における情報を市民と共有するとともに、市民との協働（パートナーシップ）を推進するための環境整備に取り組みます。

第3節 主要指標の見通し

住民基本台帳人口（外国人を含む）は、平成25年（2013年）には66,657人となり、平成15年（2003年）と比べて、約4,200人減少しました。

*コーホート要因法により人口を推計すると、わが国における人口予測なども勘案して、ほぼこれまでの傾向が続くものと考え、平成32年（2020年）の人口見通しを62,600人とします。また、世帯数は28,281世帯（1世帯あたり約2.2人）とします。

●新市の将来人口の見通し [平成27～32年は推計値]



*コーホート要因法

一般的によく用いられている人口推計方法で、総人口を男女別5歳ごとなどのグループ（コーホート）に分けて、将来的に予想される自然増減要因（出生、死亡）と社会増減要因（転入・転出）を加味しながら推計する方法です。

第4節 土地利用の基本方針

(1) 全体方針

新市の行政区域面積は、130.24 km²（境界修正のため、平成 19 年より 130.31 km²となっている。）であり、都市計画区域は 10,871ha ですが、市街化区域及び市街化調整区域の区分は行っていません。また、農業振興地域は 6,353ha（平成 26 年 4 月 1 日現在 6,356ha）です。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら適正かつ合理的な保全と活用に努めます。

(2) ゾーン別土地利用

【みどり保全ゾーン】

金剛生駒紀泉国定公園を含む市域北部の山地、及びかつらぎ高野山系県立自然公園〔平成 21 年度より高野山町石道玉川峡県立自然公園と名称変更〕を含む南部の山地を「みどり保全ゾーン」とします。

このゾーンでは、森林の保護を図るとともに、地すべり対策など保全対策を充実します。また、市民や来訪者の健全な憩いの場としての活用を図ります。

【まちなか交流ゾーン】

国道 24 号と JR 和歌山線に沿って発達した市街地を「まちなか交流ゾーン」とします。

このゾーンでは、商業施設、業務施設、工場、住宅などの用途が混在していることから、これら土地利用間の調和を図るとともに、生活基盤の整備、鉄道駅周辺整備、業務機能の集積など、県北東部の拠点都市にふさわしい都市機能の充実を図ります。

【みのり増進ゾーン】

新市西部の丘陵部、東部丘陵部の一部及び紀の川南部の山麓部を、「みのり増進ゾーン」とします。

このゾーンでは、生活基盤の整備を進めるとともに、都市近郊型農業の基盤整備を推進し、農業経営の安定化を図ります。

また、広域交通基盤の整備を契機とした保養機能、学習・交流機能の導入などを検討します。

【新都市複合ゾーン】

新市東部の丘陵部を「新都市複合ゾーン」とします。

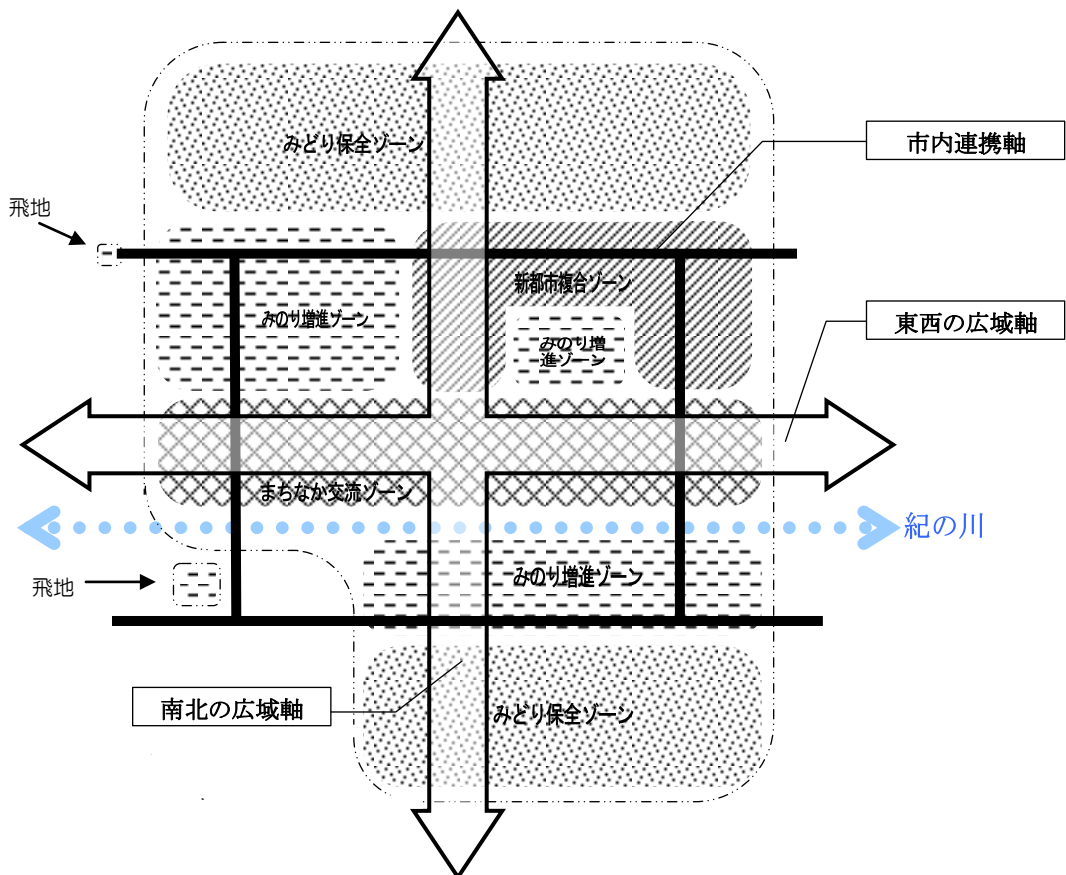
このゾーンでは、造成済み宅地への入居促進を図るとともに、研究開発機関、高等教育機関などの誘致を図ります。

これらのゾーンを有機的に結んで、各土地利用間の調和と新市の一体化を高めるために、市内連携軸を設定します。

また、広域的な連携機能を果たすために東西・南北の広域軸を設定し、これらの軸を骨格として土地利用の適切な誘導を図ります。

紀の川については、市民の身近な利用を高めるための整備を促進するとともに、新市のシンボルとして多様な活用を図ります。

●ゾーンの構成(模式図)



第3章 新市の主要事業

第1節 新市発展のための重点施策

新市の将来像『時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市』を実現するため、特に、次に掲げる施策を重点的に推進します。

なお、これらの事業展開に際しては、単にハード整備にとどまることなく様々な運営手法を取り入れながら、ソフト面での充実・強化を図り、新市の活性化と住民サービスの向上に努めるものとします。

○保健福祉センターの建設

少子高齢化が進むとともに、市民の健康づくりに関するニーズが増大する中、子育てや高齢者の社会参加の支援、健康・福祉に関する相談や指導などの活動を推進するための拠点として、また、NPO やボランティアなど、市民の主体的な活動を支援する総合的な施設として、保健福祉センターを建設します。

○図書館を核とした生涯学習施設の建設

日常的な読書から専門的な調査・研究領域まで多種多様化する市民のニーズに対応するため、図書館を建設します。

また、市民の文化活動の活性化と速やかな一体化を図るため、個人やグループの主体的活動の場を併せ持った生涯学習の中核施設としての利用を推進します。

○産業振興センター（仮称）の整備

特産品の研究開発によるブランド化、都市と農村の交流の促進、明日の産業を支える人材の育成や起業の支援、来訪者への観光情報の提供や地場製品のPR・即売などの産業振興機能と集客・情報発信機能に加え、これらを促進するための市民・企業・行政の協働の場を兼ね備えたキーステーションとして産業振興センター（仮称）を整備します。

第2節 施策の体系

新市まちづくりの基本方針に沿った施策の体系を、次のとおり整理します。

| 基本方針 | 主な施策 |
|----------------------------|--|
| 1. 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり | ①自然環境の保全と活用 森林の保全 治山・治水の充実 公害の防止 |
| | ②循環型社会の形成 循環型社会に向けての実践 一般廃棄物処理施設の整備 最終処分場の整備 |
| | ③道路・交通体系の整備 広域ネットワークの充実 市内ネットワークの充実 交通機関の充実 |
| | ④均衡ある土地利用の推進 調和の取れた土地利用 市街地の整備 旧紀伊丹生川ダム建設予定地周辺地域の振興 幹線道路を活かした土地利用 景観の保全 |
| | ⑤上水道の整備と適切な下水処理 上水道の充実 下水の適正処理 |
| | ⑥住宅・住環境の充実 民間宅地への入居促進 公営住宅の充実 公園などの整備 |
| | ⑦情報・通信技術の活用 情報・通信基盤の整備と活用 プライバシーの保護 |
| | ⑧安全なまちづくりの推進 消水防力の充実 防災体制の充実 交通安全の推進 犯罪のない社会づくり |
| 2. 活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり | ①付加価値の高い農林業の創造 都市近郊型農業の充実 林業の充実 時代を見すえた農林業の新たな展開 |
| | ②製造業の新たな展開 新たな機能の誘致 地場産業の充実 地場産業の多面的展開 |
| | ③まちと共に歩む商業 商業の活性化 商業集積の充実 |
| | ④観光・交流産業の確立 観光基盤の充実 観光資源開発と拠点の形成 |
| | ⑤就業と仕事づくりの促進 就業機会の拡充 SOHO※、コミュニティ・ビジネスの振興 起業・創業の支援 |

| 基本方針 | 主な施策 |
|-----------------------------|---|
| <p>3. 健やかで安心して暮らせるまちづくり</p> | <p>①地域福祉の総合的推進 総合的な福祉拠点の形成 福祉コミュニティの形成 相談・指導體制の充実 健康づくりの拠点形成</p> <p>②子育て環境の整備 子育ての総合支援 保育サービスの充実 就業環境の整備 児童の権利擁護などの充実</p> <p>③高齢者・障害者（児）福祉の充実 高齢者・障害者（児）の自立支援 高齢者福祉の充実 障害児福祉の充実 ユニバーサルデザイン*のまちづくり</p> <p>④低所得者福祉の増進 生活保護の適正実施</p> <p>⑤保健・医療体制の確立 疾病予防の充実 医療体制の充実 保健・医療・福祉の相互連携 国民健康保険の適切な運営</p> |
| <p>4. 個性ある人と文化を育むまちづくり</p> | <p>①豊かな心を育む学校教育の推進 教育内容及び体制の充実 学校施設の充実と地域への開放 学校給食の充実 校区の再編成 高等教育機関の誘致</p> <p>②生涯学習社会の形成 生涯学習の推進 スポーツの振興 家庭教育支援の充実 青少年の健全育成</p> <p>③文化・芸術の振興 文化財などの保護と活用 文化・芸術の振興</p> <p>④人権尊重と男女共同参画社会の形成 人権啓発・人権教育の充実 男女共同参画の推進</p> |
| <p>5. 市民の力が生きるまちづくり</p> | <p>①コミュニティの再生 コミュニティ形成の促進 交流活動の充実</p> <p>②市民参画と協働の推進 市民社会創造のための拠点形成 協働のまちづくりの推進</p> <p>③多彩な交流・連携の推進 多彩な交流・連携の推進</p> <p>④地域を担う人材の育成 優れた人材の発掘と育成</p> |

第3節 分野別施策・主要事業

(1) 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

豊かな自然と共生する 均衡あるまちづくり

- ①自然環境の保全と活用
- ②循環型社会の形成
- ③道路・交通体系の整備
- ④均衡ある土地利用の推進
- ⑤上水道の整備と適切な下水処理
- ⑥住宅・住環境の充実
- ⑦情報・通信技術の活用
- ⑧安全なまちづくりの推進

①自然環境の保全と活用

(森林の保全)

- ・ 森林は、水源としての機能を有するとともに、環境を守り人のやすらぎを生み出すための貴重な資源であることから、その保全に努めます。

(治山・治水の充実)

- ・ 治山・治水事業の充実を国・県に要請するとともに、中小河川・ため池についてその安全性を高め、水辺を憩いの場として整備を進めます。また、宅地造成に際しては、防災に万全を期すよう、事業者への指導を充実します。

(公害の防止)

- ・ 騒音・振動の抑制、水質汚濁の防止、不法投棄などに対し、適切な指導など公害等の発生源対策を充実するとともに、調査・監視体制を強化します。

【主な事業】

- 河川整備事業【県事業を含む】
- 砂防関係事業【県事業】

②循環型社会の形成

(循環型社会に向けての実践)

- ・ ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3R*活動の啓発とともに、生ごみの堆肥化などの自家処理、太陽光などの自然エネルギーや微生物を活用したバイオマス*エネルギーなどの代替エネルギーの活用、分別

収集の徹底などその実践や産業化を促進し、循環型社会の実現を図ります。

(一般廃棄物処理施設の整備)

- ・ 広域での一般廃棄物処理施設の整備を図り、ごみの分別やりサイクルを推進するなど、有害物質を含めごみ全般の排出抑制と効率的な廃棄物処理を目指します。
- ・ 広域ごみ処理場建設に伴う周辺整備については、地元住民の意向を尊重しながら推進します。
- ・ 新処理場建設に伴い不要となる現施設の撤去後については、地元住民の意向を尊重しながら利活用を検討します。

(最終処分場の整備)

- ・ 現行の一般廃棄物最終処分場は容量の限界に近づいていることから、その整備について検討します。

【主な事業】

- 広域ごみ処理場の建設
- 広域ごみ処理場建設に伴う周辺の整備
- ごみ施設中間保管施設の建設
- ごみ焼却場の撤去及び整備
- 最終処分場の建設

③道路・交通体系の整備

(広域ネットワークの充実)

- ・ 京奈和自動車道全線の早期整備、国道 371 号の大阪府、高野山方面への改築をはじめ、国道及び県道改良を促進し、広域的な道路ネットワークの充実を図ります。

(市内ネットワークの充実)

- ・ 京奈和自動車道の側道との接続などにより、新市の骨格をなし各地区を有機的に結ぶ市内幹線道路、及び生活の利便性を高める道路網の整備を図ります。また、これらの道路整備に際しては、交通渋滞緩和など安全性と快適性の確保に十分留意します。

(交通機関の充実)

- ・ JR 和歌山線、及び南海高野線の増便やスピード化による輸送力の増強を関係機関に要請するとともに、市民に対して利用の促進を啓発します。
- ・ 既存のバス路線の確保・充実、鉄道との乗り継ぎ改善などを要請するとともに、市

内鉄道駅や主要施設を結ぶ循環バスの運行を検討し、利便性の向上を図ります。

【主な事業】

- 市道の整備
- 国道の整備【県事業】
- 県道の整備【県事業】

④均衡ある土地利用の推進

（調和の取れた土地利用）

- ・ 合併のスケールメリット※を最大限に生かすとともに、まちづくり交付金等の各種制度を活用しながら、市役所を中心とする新市エリアの調和の取れた土地利用を図ります。また、土地の権利関係の明確化や各種公共事業の円滑化のために地籍調査※を推進します。
- ・ 農地については、生産基盤の充実などに努めるほか、市民や来訪者が土に触れ、「農」への理解を深めるための場としての活用を図ります。
- ・ 良好な住宅地を形成するため、適切な誘導・規制を行うとともに、公園、生活道路、公共排水路などの整備を推進します。
- ・ 工業用地については、近隣への影響がないよう事業者への指導を充実するとともに、京奈和自動車道の整備と合わせた新たな機能の導入を検討します。
- ・ 商業地については、商店街における商業環境の充実にも努めるとともに、沿道商業施設と住宅地等との調和を図ります。

（市街地の整備）

- ・ 紀北の拠点としてのシビックゾーン※機能の充実や都市基盤整備などを進め、新市の顔づくりを推進します。また、大規模な未利用地について、その有効活用を促進します。

（旧紀伊丹生川ダム建設予定地周辺地域の振興）

- ・ 旧紀伊丹生川ダム建設予定地周辺地域の整備について、地元住民、国、県等との協議を継続し、その振興策を検討します。

（幹線道路を活かした土地利用）

- ・ 京奈和自動車道インターチェンジ周辺への物流機能、交流・学習機能の導入など、幹線道路を活かした土地利用を図ります。

（景観の保全）

- ・ 寺社や農村集落など、風土や歴史と調和した景観の保全を図るとともに、良好な市

街地景観の整備誘導を図ります。

【主な事業】

- 中心市街地土地区画整理
- 公共排水路整備
- まちづくり交付金の活用

⑤上水道の整備と適切な下水処理

(上水道の充実)

- ・ 上水道については、両市町の水源を活かしつつ新市において一元化を計画するとともに、給水区域内の未普及区域の解消を図り、水質保全と安定供給に努めます。

(下水の適正処理)

- ・ 紀の川流域下水道の整備を促進するとともに、公共下水道及び農業集落排水の整備※、浄化槽の普及など適切な下水処理の推進を図ります。

【主な事業】

- 紀の川流域関連公共下水道の整備
- 浄化槽の普及
- 紀の川流域下水道の整備【県事業】
- 上水道施設の整備(連絡管の布設等)

⑥住宅・住環境の充実

(民間宅地への入居促進)

- ・ 大規模住宅開発地において、良好な住環境が形成されるよう地区計画※や建築協定※などによって、誘導・規制を行うとともに、造成済み宅地については、開発事業者への要請や指導により、その入居促進を図ります。

(公営住宅の充実)

- ・ 既設の公営住宅の建て替えや設備改善を進め、多様な世代の定住促進に寄与します。また、県営住宅など公的住宅の建設を関係機関に要請します。

(公園などの整備)

- ・ 公園・広場などの整備を図り、住民の憩いや交流の場として充実します。また、市

民のニーズに対応した公園墓地の拡充整備を図ります。

【主な事業】

- 公営住宅の整備
- 公園・緑地の整備

⑦情報・通信技術の活用

(情報・通信基盤の整備と活用)

- ・ 光ファイバー通信網などの情報・通信基盤の整備を、関係事業者との連携のもとに推進します。また、これらを活用した行政サービス向上や就業促進などへの活用について積極的に取り組みます。

(プライバシーの保護)

- ・ 情報・通信技術の活用之际して、個人情報の漏えいを防止し、情報化に伴うプライバシー保護に努めます。

【主な事業】

- 地域イントラネット*の整備
- 電子自治体*基盤の整備

⑧安全なまちづくりの推進

(消水防力の充実)

- ・ 防火意識の普及・啓発、安全指導の充実を進め、火災予防に努めます。
- ・ 消防車や消防通信基盤の充実による消防力の強化、及び消防団との連携によって消水防力を充実するとともに、救急救助機能の向上を図ります。また、大災害に備え、広域的な相互協力体制の形成を図ります。

(防災体制の充実)

- ・ 防災知識の普及・啓発活動の充実、緊急時の情報伝達機能の充実、自主防災組織の育成、防災訓練の充実や、市民と行政が一体になった防災体制の充実を図ります。
- ・ 木造住宅の耐震診断・改修を促進するとともに、公共建築物の耐震不燃化や空間の確保を推進するなど、災害に強いまちづくりを進めます。

(交通安全の推進)

- ・ 安全な道路づくりに努めるとともに交通安全施設を充実します。また、学校教育及

び社会教育の一貫としての交通安全教育を充実します。

(犯罪のない社会づくり)

- ・ 防犯に関する啓発活動を充実するとともに、防犯体制やコミュニティ活動の充実によって犯罪のない社会づくりを目指します。

【主な事業】

- 消防施設・設備の整備
- 防災行政無線の整備
- 交通安全施設の整備【県事業を含む】

(2) 活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり

活力ある産業を育成し 若者が定住できるまちづくり

①付加価値の高い農林業の創造

②製造業の新たな展開

③まちと共に歩む商業

④観光・交流産業の確立

⑤就業と仕事づくりの促進

①付加価値の高い農林業の創造

(都市近郊型農業の充実)

- ・ 農道整備、優良農地の保全、休耕地の再生など生産基盤の充実、及び担い手農家・後継者・生産組織の育成など経営主体の強化によって、都市近郊型農業をさらに充実します。また、帰農者や新規就農者など新たな農業者の育成を図ります。

(林業の充実)

- ・ 林地の保全とともに、林道網の整備、森林組合の活性化、森林ボランティア[※]の育成・導入などによる林業経営の安定を図ります。
- ・ 間伐材など林産資源の有効活用を図ります。

(時代を見すえた農林業の新たな展開)

- ・ 有機農業などによる安全な農産物づくり、バイオ技術[※]を活用した新たな農産物づくり、加工品の開発、ブランド化など、付加価値が高く特徴ある農業生産とその販売ルートの開拓・強化を目指すとともに、生産者と消費者との交流を促進しながら、地域全体で地産地消を推進します。
- ・ 農地及び森林を市民の休息・保養や学習・交流の場としてとらえ、観光農園化の推進や森林保養機能の整備などを図ります。

【主な事業】

- 農道の整備【県事業を含む】
- ほ場の整備[※]
- 農業用施設・設備の整備
- 林道の整備

②製造業の新たな展開

(新たな機能の誘致)

- ・ 京奈和自動車道など広域道路網の整備を契機にし、研究開発機能、工場などの誘致に努めます。

(地場産業の充実)

- ・ へら竿、パイル織りなどの地場産業については、後継者の育成を図るとともに、産学連携の手法を取り入れながら技術・商品開発、販売ルートの開拓などその経営体質の強化を促進します。

(地場産業の多面的展開)

- ・ 地場産業の高付加価値化に向けて関連イベントを促進するとともに、これらの特徴ある産業の体験・学習メニューの開発や情報発信の強化を図ります。

【主な事業】

- 産業振興センター(仮称)の整備
- 研究開発型企业等の誘致

③まちと共に歩む商業

(商業の活性化)

- ・ 小売業については、個店の経営体質の強化、商業組織及び商業団体の機能強化を促進します。
- ・ 商店街においては、共同事業の推進、利便施設整備やうるおい空間創出など商業環境の整備、チャレンジショップ[※]制度の導入など空き店舗の活用などを推進し、その活性化を図ります。

(商業集積の充実)

- ・ 大規模団地における複合的な商業集積の計画的な導入を図ります。

【主な事業】

- 広域物流産業の誘致

④観光・交流産業の確立

(観光基盤の充実)

- ・ 観光協会の機能充実、観光計画の策定など、観光・交流産業を確立するための体制

づくりを進めます。

- ・ 観光情報の発信力強化、ボランティアガイド育成及び宿泊施設の充実などにより、繰り返し訪れてもらえる観光地づくりに努めます。
- ・ 高野街道と大和街道をテーマとした歴史街道事業を推進するとともに、観光資源の広域ネットワーク化を推進します。

(観光資源開発と拠点の形成)

- ・ 埋もれた観光資源の発掘と整備を進めるとともに、自然資源の活用、旧街道筋などのまちなか観光、農業・地場産業をテーマとした体験型観光、個性あるイベントなど、関係機関との協働による新たな観光メニューの開発を進めます。
- ・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」への導入地域として、案内・学習機能、保養・滞在機能などを備えた拠点整備を進めます。

【主な事業】

- 観光・レクリエーション施設の整備

⑤就業と仕事づくりの促進

(就業機会の拡充)

- ・ 特色ある産業の創出支援、企業立地の助成措置等により各種の事業所の誘致を図り、多様な就業機会の拡充に努めます。

(SOHO、コミュニティ・ビジネスの振興)

- ・ 若者・女性・退職技術者などを中心に、IT（情報・通信技術）を活用した家庭でもできる仕事、地域の課題を解決するためのコミュニティ・ビジネスなどの振興を図ります。

(起業・創業の支援)

- ・ 創業や仕事づくりを促進するため、体系的な職業能力開発や情報提供、起業支援・事業育成をおこなう拠点の形成を図ります。

【主な事業】

- 新分野における起業の支援

(3) 健やかで安心して暮らせるまちづくり

健やかで安心して
暮らせるまちづくり

- ①地域福祉の総合的推進
- ②子育て環境の整備
- ③高齢者・障害者(児)福祉の充実
- ④低所得者福祉の増進
- ⑤保健・医療体制の確立

①地域福祉の総合的推進

(総合的な福祉拠点の形成)

- ・ 高齢者・障害者(児)、子どもなどを含むすべての市民が、ともに支えあいながら暮らせる共生社会の構築を目指します。このため、子育てや高齢者の社会参加などを支援する福祉拠点の形成を図ります。

(福祉コミュニティの形成)

- ・ 高齢者や障害者(児)が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、効率的・総合的なサービス供給体制づくりに努めます。さらに、地域団体やボランティアの相互連携のもとに、コミュニティにおける助け合いを支援します。

(相談・指導体制の充実)

- ・ 各種福祉制度の適切な運用を図るとともに、福祉に関する相談・指導体制を充実します。また、保健・医療機関との連携体制を充実します。

(健康づくりの拠点形成)

- ・ 保健意識の醸成のための学習活動、健康診断、日常的なスポーツ活動の指導など、積極的な健康づくりのための拠点の形成を図ります。

【主な事業】

- 保健福祉センターの建設

②子育て環境の整備

(子育ての総合支援)

- ・ 母子保健活動や出産・子育てに関する学習機会の充実、相談・指導の充実、子育てサークルの育成、学童保育の充実など、総合的な子育て支援の強化を図ります。また、男性の生活自立支援や子育てに関する学習機会の充実を図り、男女共同参画社会づくりに向けた家庭での環境整備を促進します。

(保育サービスの充実)

- ・ 保育環境の充実と整備を図るため、幼保子育て特区の全市的波及を視野に入れ、幼保一元化*及び保育所の統廃合・適正配置、ならびに運営の民間委託を推進するとともに、保育時間の延長など多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図ります。
- ・ 統廃合後の施設については、地域コミュニティの核としての有効利用を図ります。

(就業環境の整備)

- ・ 事業主に対する子育てに配慮した職場環境づくりの啓発や、男女の固定的な役割分担意識の改革など、子育てしやすい環境の整備に努めます。

(児童の権利擁護などの充実)

- ・ 子どもの主体性尊重のもと、人権擁護と虐待防止に努めるとともに、ひとり親家庭に対する生活自立支援や相互交流機会などを充実します。

【主な事業】

- 子育て支援対策
- 保育所の統合・新築

③高齢者・障害者（児）福祉の充実

(高齢者・障害者（児）の自立支援)

- ・ シルバー人材センター*の充実、学習・交流活動への参加支援、雇用・ボランティア情報の提供などにより、高齢者の自立に向けた社会参加と生きがいづくりを推進します。
- ・ ノーマライゼーション*の理念に基づき、就業促進などを通じた障害者（児）の自立支援を推進します。

(高齢者福祉の充実)

- ・ 介護保険の適切な運営に努めるとともに、介護予防*の充実を図ります。また、スムーズで安全な送迎システムの検討など介護支援サービスの充実を図ります。

- ・ 特別養護老人ホームなどの施設・設備の充実を図ります。

(障害児福祉の充実)

- ・ 発達相談の充実などにより、障害のある子どもの健全育成を図ります。また、保育施設・教育施設などにおいて、障害のある子どもをできるだけ受け入れることができるよう、その環境整備を図ります。

(ユニバーサルデザインのまちづくり)

- ・ 駅をはじめとする公共スペースのバリアフリー※(無障壁)化などユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、民間に対するバリアフリー化の指導や住宅改善への支援を充実します。

【主な事業】

- 橋本駅のエレベーター設置

④低所得者福祉の増進

(生活保護の適正実施)

- ・ 生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、生活相談・職業指導を充実し、低所得者の経済的自立を支援します。

【主な事業】

- 生活保護の適正実施

⑤保健・医療体制の確立

(疾病予防の充実)

- ・ 正しい食生活や健康維持に関する啓発・普及活動、健康診断などの充実により、疾病予防を図ります。また、相談・指導体制を充実します。

(医療体制の充実)

- ・ 新市民病院と市内医療機関との連携体制を密接にし、効果的な医療・保健サービスの提供に努めます。また、休日・夜間などにおける救急医療については、広域的な連携のもとに体制の整備・充実を図ります。

(保健・医療・福祉の相互連携)

- ・ 健康意識の高揚に向けた啓発活動、相談・指導体制と各種健診の充実を推進するとともに、福祉部門との連携を充実し、健康増進、疾病予防、治療、リハビリテーシ

ョンまで一貫した支援体制を整備します。

(国民健康保険の適切な運営)

- ・ 訪問指導の強化など疾病予防を充実することにより、医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険の適切な運営に努めます。

【主な事業】

- 緊急医療体制の充実

(4) 個性ある人と文化を育むまちづくり

個性ある人と文化を
育むまちづくり

- ①豊かな心を育む学校教育の推進
- ②生涯学習社会の形成
- ③文化・芸術の振興
- ④人権尊重と男女共同参画社会の形成

①豊かな心を育む学校教育の推進

(教育内容及び体制の充実)

- ・ 生きる力を育む教育、心と命を尊重する教育、郷土の自然や歴史・文化を深く知り理解する教育など、豊かな感性と郷土への誇りを育む教育を充実します。また、少人数指導や習熟度に応じた学習などによる学力向上を図るとともに、国際理解、ボランティア、情報化社会への対応、職業観のかん養など、新しい時代に即した教育を充実します。
- ・ 障害のある児童生徒への適切な指導・支援体制を整備するとともに、障害のない児童生徒との交流及び共同学習の機会を充実するなど、社会参加に向けた環境づくりを推進します。
- ・ 学校教育への新たな要請に対応し、スクールボランティア[※]の推進、幼稚園・小学校・中学校間の連携、教育相談の充実、学校評議員[※]制度や学校評価の導入などを図ります。
- ・ 就学前教育の充実を図るとともに、幼保一元化、統廃合と合わせた幼稚園の再配置を検討します。

(学校施設の充実と地域への開放)

- ・ 校舎の改修や耐震補強など、学校施設の整備・改善を進めます。また体育施設や教室など学校施設の開放を推進し、学校と地域とのつながりを強めます。

(学校給食の充実)

- ・ 地場産食材の利用を進めるとともに、安全性などの衛生管理を徹底し、食教育の充実を図ります。
- ・ 調理部門及び配送部門の民間委託を推進します。

(校区の再編成)

- ・ 合併を契機に、校区の再編成とこれに基づく学校規模の適正化を検討します。

(高等教育機関の誘致)

- ・ 人材を育成し、若年層の定着・定住を促進するため、大学・専門学校など高等教育機関の誘致を図ります。

【主な事業】

- 幼稚園・小学校・中学校の改修・整備
- 教育用コンピュータの整備

②生涯学習社会の形成

(生涯学習の推進)

- ・ 公民館などを拠点とした各種講座を充実するとともに、グループなどによる自主的な学習活動を支援します。また、これらのための指導体制の充実を図ります。
- ・ 公民館・児童館などの機能充実を図ります。また、図書館については、巡回自動車文庫などの充実に努めるとともに、生涯学習の中核施設としての整備を推進します。
- ・ 市民自らが学び、また文化を創造することを促進するため、学習相談、情報提供、学習・創造・発表のための場と機会の提供に努めます。
- ・ 社会人のリカレント※ニーズに対応するため、高等教育機関とのITによる連携などに取り組みます。

(スポーツの振興)

- ・ すべての市民がスポーツに親しみ、楽しめるよう、指導体制の強化や地域スポーツクラブ※の育成など支援体制を充実し、スポーツの振興を図ります。

(家庭教育支援の充実)

- ・ 家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供等に努めます。

(青少年の健全育成)

- ・ コミュニティ活動の振興などにより、地域が持つ教育力を強化するとともに、学校・家庭・地域間の連携、相談・指導の充実、子ども会の育成などにより、青少年の健全育成に努めます。

【主な事業】

- 図書館を核とした生涯学習施設の建設
- 地区公民館の整備
- 児童館の整備

③文化・芸術の振興

（文化財などの保護と活用）

- ・ 文化財・史跡などの保護に努め、これらとのふれあいの場や情報提供を充実します。また、地域に伝わる伝統行事などの発掘や歴史的景観の保全を図るとともに、これらを活かしたイベントの開催や観光的活用を推進します。
- ・ 歴史セミナーや文化イベントなどを推進し、文化財を軸とした市民の交流と新市の一体化を推進します。

（文化・芸術の振興）

- ・ 市民の文化・芸術活動を支援するとともに、地域の個性を生かした新たな文化の創造を促進します。

【主な事業】

- 伝承文化・伝統行事の保存
- 埋蔵文化財の発掘・保護の推進
- 各種文化イベントの開催

④人権尊重と男女共同参画社会の形成

（人権啓発・人権教育の充実）

- ・ あらゆる差別をなくし、すべての人が尊ばれる人権文化の創造と人権課題の解決を図るため、啓発活動を充実するとともに、学校や職場・地域などにおける人権教育を推進します。
- ・ 人権擁護機関との連携のもとに、人権相談機能の充実を図ります。

（男女共同参画の推進）

- ・ 女性と男性が真に対等な立場で社会活動に取り組めるよう、施策決定の場などにおける女性の参画を促進するとともに、男女共同による子育ての推進や女性の就業機会の拡充を図ります。
- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）※に関する相談や指導のため、関係機関との連携を図るとともに、緊急時における一時避難場所への誘導を含め被害者の保護に努めます。

【主な事業】

- 人権啓発・男女共同参画講演会の実施
- 図書館の男女共生コーナーの充実

(5) 市民の力が生きるまちづくり

市民の力が生きる まちづくり

- ①コミュニティの再生
- ②市民参画と協働の推進
- ③多彩な交流・連携の推進
- ④地域を担う人材の育成

①コミュニティの再生

(コミュニティ形成の促進)

- ・ コミュニティを、市民自治推進のための重要な要素としてとらえ、集会所の整備を含め、遊休施設なども活用した活動の場の提供やリーダーの育成、情報提供の充実などを推進します。
- ・ 子育て支援、高齢者・障害者（児）の自立支援などに向け、自治会活動の促進や地域の団体やボランティアとの連携を図るとともに、コミュニティにおける相互扶助システムの形成を図ります。

(交流活動の充実)

- ・ イベント開催や地域見守り活動など、コミュニティにおける交流活動の促進によって、人と人とのきずなを強め、青少年の健全育成、地域福祉の推進、犯罪のない地域の形成を目指します。

【主な事業】

- 集会所の整備
- 自主的コミュニティ組織の育成

②市民参画と協働の推進

(市民社会創造のための拠点形成)

- ・ 市民の主体的なまちづくり活動や公益活動を促進するため、ボランティアなどの人材育成や情報提供のための拠点形成を図ります。

(協働のまちづくりの推進)

- ・ 幅広い広報・広聴活動を展開し、住民ニーズの把握や市民との信頼関係を深め、市民参画を推進します。
- ・ 行政の様々な場面において、自治会並びに社会的な公益活動を行う NPO やボランティア等の団体と連携し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

【主な事業】

- 市民参画システムの確立

③多彩な交流・連携の推進

(多彩な交流・連携の推進)

- ・ 行政と内外の企業、大学・研究機関との交流・連携の機会を充実し、産業振興、雇用開発、生涯学習などにおいて効果的なまちづくりを推進します。
- ・ イベントなどによって市内各地区や各世代が交流する機会を充実し、新市の一体化とまちづくりを推進します。
- ・ 広域交流、及び国際交流の機会を充実し、連携の輪を広げるとともに、視野の拡大と異文化への理解を推進します。

【主な事業】

- まちづくり基金(仮称)の設置
- 大学・研究機関との連携

④地域を担う人材の育成

(優れた人材の発掘と育成)

- ・ 市民の力が生きるまちづくりを推進するため、生涯学習活動やスポーツ活動におけるリーダー、産業振興における技術者など各分野にわたる優れた人材の発掘と育成に努めます。

【主な事業】

- 指導者の養成と確保

第4節 まちづくりの実現のために

新市のまちづくりを実現するためには、市民の合意、理解、参画が不可欠であり、さらには国、県等の協力・連携が必要です。このため、相互の役割分担を明確にしながら、その総力を結集してこの計画実現に努めるものとします。

そのために、市民にとってわかりやすく利用しやすいことはもちろん、より簡素で効率的な行政組織を検討するとともに、職員一人ひとりの能力を高め、行政課題に迅速かつ的確に対応していくことができる体制づくりに努めます。

また、厳しい財政状況にある中、PFI*などの民間活力の導入や行政評価*システムの確立による効果的な事務事業を進め、サービスの質を追求した行政の推進や、新たな住民サービスの開発に努めます。

これに加えて、合併自体を目的とするのではなく有効な手段として捉え、新市において行財政改革に係る計画を策定し、これに基づき従来にも増して積極的な改革を推進します。

とりわけ財政面に関して、バランスシート*等の活用、定員管理及び給与の適正運営、合理的な人事考課*制度を検討するなど経営的視点を取り入れながら、効率的で健全な運用を維持していくものとします。

【主な取組】

- 事務事業及び組織・機構の適正運営
- 外郭団体の運営改善
- 定員管理及び給与の適正運営
- 人材の育成と人材確保の推進
- 行政の情報化等行政サービスの向上
- 公正の確保と透明性の向上
- 経費の節減合理化等財政の健全運営
- 会館等公共施設の効率的設置・管理運営
- 公共工事のコスト縮減対策の推進
- 広域的事務処理の推進

第4章 新市における和歌山県事業の推進

新市のまちづくりを進めていくにあたっては、市土の保全、道路、産業基盤などにおいて広域的視点からその整備を進め、地域の均衡ある発展と一体化を推進していくことが求められます。

このために和歌山県が主体となって推進する事業について再整理します。

| 分野 | 区分 | 主な県事業【再掲】 |
|----------------------------|-----------------|--------------------|
| 1. 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり | ①自然環境の保全と活用 | ○河川整備事業 ○砂防関係事業 |
| | ③道路・交通体系の整備 | ○国道の整備 ○県道の整備 |
| | ⑤上水道の整備と適切な下水処理 | ○紀の川流域下水道の整備 |
| | ⑧安全なまちづくりの推進 | ○交通安全施設の整備 |
| 2. 活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり | ①付加価値の高い農林業の創造 | ○農道の整備 |

第5章 公共的施設の統合整備

教育・福祉・文化等の公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特性や地域間のバランス及び財政状況等を考慮しながら、逐次検討していくことを基本とします。

その際、異なる機能の複合的集積や既存施設の利活用等により、効果的かつ効率的な運営に努めるものとします。

なお、合併後1年間を目途に出張所を廃止することとなる高野口町役場跡は、著しく住民サービスが低下しないよう地区公民館に福祉関連機能を兼ね備えた複合施設として整備し、地域住民の文化・福祉向上のための施設として活用するとともに、合わせて証明書発行の自動交付機の設置や、住民の利便性に配慮した行政サービスの向上に努めます。

また、7万人都市の市役所となる橋本市役所については、来庁者の増加が見込まれることから、駐車場の拡充を図ります。

第6章 財政計画

新市における財政計画は、長期的な展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るため、歳入・歳出を各科目ごとに、両市町の過去の実績や現在の経済状況、人口推移などを勘案しながら普通会計ベースで作成したものです。

また、財政計画の期間については、合併期日が平成18年3月1日であることから、合併初年度（平成17年度）を含めず、これに続く8年間（平成18年度から平成25年度まで）の決算額の推移とそれ以降の7年間（平成26年度から平成32年度）について推計しています。

なお、地方財政に影響を及ぼす将来の国の制度改正や、社会・経済環境の変化を現時点で見通すことは困難なことから、現行の行財政制度などを基本としています。

【歳入】

(1) 地方税[※]

現行制度を基本に、過去の実績と今後の人口推移等を勘案し、地価の変動率と家屋の評価替、そして平成27年度からの法人市民税及び軽自動車税の法改正を勘案した推計としています。

(2) 地方交付税

普通交付税は、地方財政計画の伸び率を加味するとともに、平成28年度以降は合併算定替から一本算定に段階的に切り替わることを勘案した推計としています。

(3) 国庫支出金・県支出金[※]

扶助費にかかる分については、現行制度を基本とし、近年の伸び率を加味したうえで扶助費見込額を算出し、その補助割合に準じた推計としている。普通建設事業にかかる分については、今後見込まれる事業の補助割合に準じた推計としています。

(4) 繰入金[※]

財源を調整するために財政調整基金等を活用するものとします。

(5) 地方債

平成26年度以降の実施計画に基づく主要事業の実施においては通常債と合併特例債の効果的な活用、そして地方の財源対策としての臨時財政対策債の借入を見込んで推計しています。

(6) その他

各種交付金のうち地方消費税交付金は、平成26年度から消費税率の3%増、平成29年4月からはさらに2%増を勘案して推計、自動車取得税交付金は、平成29年度以降は廃止として推計、その他の交付金及び地方譲与税は過去の実績及び地方財政計画の伸び率を勘案して推計しています。また、分担金及び負担金[※]、使用料及び手数料[※]、財産収入[※]、寄附金[※]、諸収入[※]等について、過去の実績等を勘案して見込んでいます。

【歳 出】

(1) 人件費※

一般職員分は、退職者の補充を抑制することによる経費削減を見込んでいます。
また、平成27年度以降は議会議員の定数の減による影響を見込んでいます。

(2) 扶助費

過去の実績と今後の人口推移、そして近年の伸び率を勘案して推計しています。

(3) 公債費※

平成25年度までに借り入れた地方債にかかる償還額と、平成26年度以降の実
施計画に基づく主要事業の実施に伴い借り入れる新たな地方債と臨時財政対策債
の借入に係る償還見込額を加えて推計しています。

(4) 物件費※

こども園への移行に伴う賃金と委託料の影響を勘案するとともに、消費税増税によ
る需用費や委託料の増加を見込んだうえで、枠配分予算による政策的削減を勘案して
推計しています。

(5) 維持補修費※・投資及び出資金※・貸付金※

過去の実績を踏まえて推計しています。

(6) 補助費等※

病院事業会計及び一部事務組合にかかる今後の地方債の償還見込額等を勘案し
て推計しています。

(7) 投資的経費

平成26年度以降は実施計画に基づく主要事業に係る投資的経費を見込んで推
計しています。

(8) 積立金※

平成27年度以降は開発協力金及び基金運用利子等を見込んで推計しています。

(9) 繰出金※

下水道事業に対する繰出金は、平成26年度当初予算を超えない範囲で推移すると
見込んでいます。国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険事業等への繰出金は、
消費税増税分の増加を見込んで推計しています。

○歳入

(単位：百万円)

| 区 分 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地 方 税 | 6,995 | 7,551 | 7,508 | 7,286 | 7,122 | 7,138 | 6,958 | 7,011 | 7,033 | 6,909 | 6,921 | 6,933 | 6,848 | 6,862 | 6,876 |
| 地 方 譲 与 税 | 721 | 271 | 263 | 255 | 254 | 252 | 237 | 228 | 217 | 217 | 217 | 217 | 217 | 217 | 217 |
| 利 子 割 交 付 金 ※ | 48 | 61 | 58 | 51 | 49 | 42 | 37 | 36 | 38 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 |
| 配 当 割 交 付 金 ※ | 48 | 52 | 23 | 18 | 22 | 25 | 28 | 54 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 ※ | 41 | 39 | 8 | 8 | 6 | 5 | 5 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 ※ | 515 | 507 | 477 | 495 | 494 | 490 | 488 | 484 | 581 | 823 | 823 | 1,065 | 1,065 | 1,065 | 1,065 |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 ※ | 26 | 29 | 30 | 29 | 29 | 28 | 29 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 ※ | 121 | 124 | 123 | 81 | 67 | 59 | 73 | 62 | 31 | 31 | 31 | — | — | — | — |
| 地 方 特 例 交 付 金 ※ | 174 | 44 | 98 | 99 | 132 | 113 | 39 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 地 方 交 付 税 | 6,907 | 6,769 | 7,120 | 7,413 | 7,643 | 7,445 | 7,745 | 7,831 | 7,829 | 8,032 | 8,117 | 8,074 | 7,964 | 7,922 | 7,914 |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 ※ | 11 | 11 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 194 | 207 | 175 | 217 | 205 | 204 | 206 | 173 | 208 | 221 | 180 | 197 | 193 | 189 | 185 |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 574 | 563 | 531 | 540 | 572 | 604 | 597 | 592 | 568 | 562 | 563 | 563 | 563 | 570 | 563 |
| 国 支 出 金 | 1,695 | 1,991 | 2,248 | 4,055 | 3,347 | 3,639 | 3,222 | 2,864 | 2,736 | 2,676 | 2,919 | 2,685 | 2,747 | 2,765 | 2,791 |
| 県 支 出 金 | 1,244 | 1,381 | 1,300 | 1,428 | 1,769 | 1,669 | 1,597 | 1,639 | 1,787 | 1,472 | 1,495 | 1,518 | 1,546 | 1,506 | 1,567 |
| 財 産 収 入 | 23 | 206 | 41 | 49 | 110 | 96 | 1,012 | 155 | 178 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 寄 附 金 | 67 | 32 | 182 | 171 | 59 | 20 | 451 | 13 | 9 | 8 | 9 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 繰 入 金 | 941 | 2,531 | 907 | 314 | 396 | 1,234 | 1,856 | 641 | 212 | 308 | 548 | 678 | 1,058 | 638 | 688 |
| 繰 越 金 ※ | 198 | 153 | 214 | 370 | 429 | 512 | 603 | 291 | 365 | 422 | 327 | 292 | 290 | 239 | 228 |
| 諸 収 入 | 678 | 680 | 1,065 | 725 | 1,064 | 738 | 882 | 937 | 884 | 729 | 681 | 679 | 675 | 671 | 670 |
| 地 方 債 | 2,584 | 3,165 | 3,221 | 2,909 | 4,434 | 4,242 | 6,479 | 3,261 | 4,868 | 2,980 | 2,120 | 1,785 | 1,741 | 1,740 | 1,735 |
| 歳 入 合 計 | 23,805 | 26,367 | 25,601 | 26,522 | 28,212 | 28,564 | 32,553 | 26,414 | 27,739 | 25,658 | 25,219 | 24,962 | 25,183 | 24,660 | 24,775 |

○歳出

(単位：百万円)

| 区 分 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人 件 費 | 5,852 | 5,721 | 5,496 | 5,443 | 5,271 | 5,440 | 5,201 | 5,213 | 4,773 | 4,518 | 4,490 | 4,405 | 4,609 | 4,130 | 4,385 |
| 扶 助 費 | 2,591 | 2,875 | 3,025 | 3,243 | 4,097 | 4,119 | 4,150 | 4,206 | 4,240 | 4,285 | 4,305 | 4,340 | 4,380 | 4,424 | 4,470 |
| 公 債 費 | 3,094 | 3,039 | 2,997 | 2,975 | 3,151 | 3,143 | 3,211 | 3,275 | 3,458 | 3,669 | 3,836 | 3,921 | 3,952 | 3,916 | 3,874 |
| 物 件 費 | 3,601 | 3,732 | 3,175 | 3,283 | 3,385 | 3,544 | 3,617 | 3,819 | 4,187 | 4,190 | 4,195 | 4,304 | 4,307 | 4,294 | 4,168 |
| 維 持 補 修 費 | 303 | 189 | 219 | 232 | 238 | 211 | 194 | 182 | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 | 186 |
| 補 助 費 等 | 2,366 | 2,409 | 2,946 | 4,275 | 2,799 | 2,783 | 4,264 | 2,850 | 3,028 | 2,831 | 2,692 | 2,683 | 2,688 | 2,689 | 2,672 |
| 投 資 的 経 費 | 1,779 | 3,213 | 3,476 | 2,877 | 4,849 | 5,008 | 6,512 | 2,755 | 3,408 | 2,034 | 1,587 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| 積 立 金 | 1,028 | 1,570 | 725 | 255 | 463 | 74 | 1,447 | 193 | 201 | 7 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 投 資 及 び 出 資 金 | 42 | 122 | 69 | 128 | 73 | 88 | 152 | 138 | 203 | 86 | 93 | 93 | 93 | 93 | 93 |
| 貸 付 金 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 繰 出 金 | 2,961 | 3,198 | 3,007 | 3,155 | 3,158 | 3,361 | 3,310 | 3,252 | 3,347 | 3,368 | 3,389 | 3,377 | 3,377 | 3,357 | 3,325 |
| 歳 出 合 計 | 23,622 | 26,073 | 25,140 | 25,871 | 27,489 | 27,776 | 32,063 | 25,889 | 27,037 | 25,180 | 24,787 | 24,522 | 24,805 | 24,302 | 24,386 |

用語解説

本文中の※印を付した用語を解説しています。

| | 用語 | 解説 |
|--------|--------------|--|
| あ 行 | 維持補修費 | 市町村が管理する公共施設等の機能を維持するための補修費用のこと。 |
| | 介護予防 | 高齢者ができる限り介護を必要とせずに、健康でいきいきとした生活を送れるよう、普段から予防のために取り組むこと。 |
| か 行 | 貸付金 | 市町村が直接あるいは間接に、住民の福祉増進や経済の振興を図るため、現金の貸付を行うための経費で、企業・財団法人、個人等への貸付金がある。 |
| | 学校評議員 | 学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくために置かれた委員。学校や地域の実情に応じて保護者や地域住民等の意向を把握し反映したり、保護者や地域住民等の協力を得たり、学校運営の状況等を周知するなど学校運営や特色ある教育活動をサポートする役割を果たしている。 |
| | 合併特例債 | 新市建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費や、合併後の市町村が行う地域振興のための基金の積み立てに要する経費について起こすことができる地方債で、通常の地方債よりも充当率を引き揚げるなど特別な配慮がされている。 |
| | 株式等譲渡所得割交付金 | 平成 16 年 1 月 1 日以降に発生する源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得について、都道府県に納められた株式等譲渡所得割収入金の 64.6%が市町村に交付されるもの。 |
| | 寄附金 | 個人、団体などから寄せられる寄付金で、その用途を限定しない一般寄付と、用途を限定しその目的事業費の特定財源として充当される指定寄付がある。 |
| | 行政評価 | 住民の視点に立った成果重視の行政運営のために、行政の仕事の成果を数値などの客観的な指標を使って評価すること。住民の満足度の向上と、行政の説明責任を果たす。 |
| | 協働（パートナーシップ） | 行政・企業・NPO などが互いに対等の立場に立って、地域課題について一緒に考え、事業を企画・運営すること。行政が NPO や市民と協働することで、多様なニーズに対応する住民サービスシステムづくりに取り組んだり、企業が専門的なノウハウを持つ NPO と協力して社会貢献事業を行ったりすることができる。 |
| | 繰入金 | 市町村が積み立てているいろいろな基金や他の会計から繰入れられるお金をいう。 |
| | 繰越金 | 前年度から次の年度の会計へ持ち越した金額のことをいう。 |
| | 繰出金 | 一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費や、定額の資金を運用するための基金に対する支出のこと。 |
| | 建築協定 | 市町村の建築協定条例に基づき、一定の区域内の関係権利者全員の合意のもとに、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定。 |
| | 減税補てん債 | 国の減税対策により個人住民税の減税が実施された場合、その減収額を埋めるために借入れる地方債のこと。 |

| | 用語 | 解説 |
|----|-------------|--|
| か行 | 公債費 | 市町村が借り入れた地方債（市町村債）の元利償還金及び一時借入金の利子の合計額のこと。 |
| | 交通安全対策特別交付金 | 道路交通法の交通反則金収入見込額の中から道路交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てるために国から交付されるもの。 |
| | 国庫支出金・県支出金 | 義務教育、生活保護、道路の建設など市町村が行う事務で、国や県も責任を持っていたり、その事務を奨励するために、国・県が支出する負担金、補助金などのこと。 |
| | コミュニティビジネス | 地域住民が地域のために有償で行う事業。例えば、高齢者の介護サービスなど「地域の課題を自ら解決したい」「地域にある資源をもっと活かしたい」など地域で暮らす人たちの想いから発生し、NPO 活動などにより利益第一ではなく、地域の課題解決や生きがいを仕事へとつなげていくもの。 |
| | ゴルフ場利用税交付金 | 都道府県がゴルフ場の利用行為に対して課したゴルフ場利用税の 10 分の 7 に相当する金額をゴルフ場所在地市町村に交付するもの。 |
| さ行 | 財産収入 | 市町村が所有する財産の貸付や売却等による収入をいう。 |
| | 三位一体の改革 | 地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向けた、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しに関する一体的な改革の方針。平成 15 年 6 月に閣議決定された。 |
| | 3 R | 資源を守り、廃棄物を減少させるための、①Reduce＝購入を減らすなどによって最終処分量を減らす、②Reuse＝回収して再使用する、③Recycle＝使用済みの製品などを原材料として再利用する、という 3 つのこと。 |
| | 自動車取得税交付金 | 都道府県が、自動車の取得に対して徴収する税で、その一部を市町村が道路関係費用に充てる財源として、道路延長及び面積に按分して交付される。 |
| | シビックゾーン | 公的業務、文化、教育、社会福祉などの中心機能及びこれらの補助機能をつかさどる施設が集積する地域。 |
| | 循環型社会 | 大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。 |
| | 使用料及び手数料 | 公共施設を利用するときの利用料金のほか、各種証明書の発行や公共サービスを受ける際の手数料などのこと。 |
| | 諸収入 | 他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称で、延滞金・加算金・過料、預金利子、貸付金元利収入、雑入等がある。 |
| | シルバー人材センター | 高齢者の社会参加への充実感と生きがいづくりの増進を目指し、企業・家庭・公共団体などから仕事を引き受け会員に提供する、公益法人などの団体。 |
| | 人件費 | 議会議員及び各種委員の報酬、特別職及び一般職の給与、手当、共済費、退職金などのこと。 |
| | 人事考課 | 職員の業務に対する「実績」「能力」「適性」を客観的に把握し、今後の能力向上、能力開発や処遇に結びつける仕組み。 |
| | 森林ボランティア | 手入れが困難になっている森林の下刈りや枝打ちなどの森林保護・育成活動のため、自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する住民または住民グループの一員。 |

| | 用語 | 解説 |
|--------|------------|---|
| た 行 | スクールボランティア | <p>各学校の魅力と特色を引き出し、学校を活性化させるために教育活動や環境整備等に地域の人材を活用する制度。</p> <p>①地域の教育力を学校へ導入することにより、学校における「多様な教育活動の展開」を支援するとともに開かれた学校の実現を目指すこと。</p> <p>②地域住民とともに児童生徒及び教職員のボランティア活動に対する理解を深めること。</p> <p>③地域に住む人たちの学習成果をボランティア活動の中で生かしてもらおう機会と場を提供すること。</p> <p>等をねらいとしている。</p> |
| | スケールメリット | <p>効率があがる、経費が削減されるなど、規模を大きくすることで得ることのできる利益。</p> |
| | 世界遺産 | <p>昭和47年(1972年)のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づくもの。この条約に基づいて世界遺産リストに記載(登録)された、世界的に「顕著な普遍的価値」をもつ記念物、遺跡、自然の地域など、国家や民族を超えて未来世代に引き継いで行くべき人類共通のかけがえない地球の『自然』や人間によって創造された『文化』の遺産のこと。</p> |
| た 行 | 地域イントラネット | <p>地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域の公共ネットワーク。</p> |
| | 地域スポーツクラブ | <p>だれもが、いつでも、身近なところでスポーツができることを目指した地域住民の自発的・主体的運営によるスポーツクラブ。学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点として、民間スポーツ施設なども利用し、地域の人たちの誰もが参加できる。</p> |
| | 地区計画 | <p>地区レベルで良好な市街地の形成を図るため、それぞれの地区の特性に応じて細街路、小公園等の地区施設と、建築物の用途、形態、敷地等について一体的、総合的な計画を定め、その計画に基づいて建築行為又は開発行為を誘導・規制しようという制度。</p> |
| | 地籍調査 | <p>登記所に備え付けの地図(公図)の不備欠陥を補正し、土地の実態を正確に把握するため一筆ごとの土地について、地番、地目、境界、登記簿に記載された所有者などを調査すること。</p> |
| | 地方交付税 | <p>国税のうち、所得税及び酒税・法人税・消費税・たばこ税を合算した額等(いずれも収入見込額)を総額として、国が地方公共団体に交付する税のことをいう。</p> <p>この制度の目的は、地方公共団体の自主性を損なわずにその財源(一般財源)の均衡化と保障を図り、独立性を強化するもの。</p> <p>地方交付税には、毎年度、一定の算式により交付される普通交付税と当該年度の特事情により交付される特別交付税がある。</p> |
| | 地方債(市町村債) | <p>市町村が財政上必要とする資金を外部から調達するために生ずる債務であって、その返済が一般会計年度を超えて行われるものをいう。「市町村の借金」にあたる。</p> <p>なお、地方債(市町村債)を起こすことを「起債」という。</p> |
| | 地方消費税交付金 | <p>平成6年秋の税制改革の一環として、地方分権、地域福祉の充実等のため地方税源の充実を図るため創設された都道府県税の一つで、都道府県で徴収された地方消費税額の1/2に相当する額について、人口や事業所数などにより各市町村に交付される。</p> |
| | 地方譲与税 | <p>国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税のこと。</p> <p>課税の便宜上などの理由から徴収事務を国が代行しているもので、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。</p> |
| | 地方税 | <p>租税のうち、地方公共団体が課税権を持っているもので、大きく都道府県税と市町村税に分けられている。</p> <p>市町村税には市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税などがある。</p> |

| | 用語 | 解説 |
|--------|--------------------|---|
| た 行 | 地方特例交付金 | 恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部補てんするために、将来の税制の抜本的な見直しが行われるまでの間交付されるもの。 |
| | チャレンジショップ | 商店の起業を希望する者が、商店街などから店舗を安価に提供してもらい開設する店舗のこと。地方自治体・商工会議所・商店街などが空き店舗対策や新規事業者の育成などを目的に行うもの。期間を定める場合が多い。 |
| | 積立金 | 特定の目的のために資金を基金等に積み立てるための経費。 |
| | 電子自治体 | 行政のあらゆる分野でコンピュータやネットワークなどの情報通信技術（IT）を活用することで、住民の手続きなどにかかる負担を軽くしたり、効率化を図ったり、より使いやすく便利で効果的な自治体を実現する取組。 |
| | 投資及び出資金 | 財産を有効に運用するための手段として国債・地方債を取得する場合や、公益上の必要性等の見地から会社の株式を取得したり、新たに共同し株主となる場合など利殖を図る目的等で投資をするための経費。 |
| | 投資的経費 | 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設などまちづくりの整備に要する経費のことで、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。 |
| | ドメスティック・バイオレンス（DV） | 配偶者（夫、パートナー）などから受ける暴力のこと。殴る、蹴るなどの身体的暴力の他に、ののしる（精神的）、避妊に協力しない（性的）、つき合いを制限する（社会的）、生活費を入れない（経済的）なども暴力行為の概念に含まれる。 |
| な 行 | 担い手農家 | 農地の賃貸借や作業受委託等により経営規模拡大に取り組む能力と意欲があり、地域農業の中心となって農業経営を行う農業者のこと。 |
| | 農業集落排水の整備 | 農村地域における生活環境を改善するために、トイレの水洗化や排水処理施設（下水道）などを整備すること。 |
| | ノーマライゼーション | 障害のある人もない人も、すべての人が普通に生活を送るために、ともに活動できる社会が本来あるべき姿であるという考え方。 |
| は 行 | 配当割交付金 | 平成16年1月1日以降に支払われる一定の上場株式等の配当等について、都道府県に納められた配当割収入額の64.6%が市町村に交付される。 |
| | バイオ技術 | 生物を工学的に研究し応用する技術。近年は特に、遺伝子組み換え・細胞融合などの技術を利用して品種改良を行い、医薬品・食糧などの生産や環境の浄化などに応用する技術をさす。生物工学。 |
| | バイオマス | エネルギー源又は化学・工業原料として利用される生物体。また、生物体をそのように利用すること。 |
| | バランスシート | 財政状態を明らかにするため、決算時などに保有する土地や建物などの資産と、長期借入金などの負債及び正味資産の状況を総括的に表示した一覧表。貸借対照表。 |
| | バリアフリー | 障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的な障壁だけでなく、制度的な障壁なども含む。 |
| | 扶助費 | 生活保護法、老人福祉法、身体障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費。 |
| | 物件費 | 主に賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料などの消費的性質の経費。 |

| | 用語 | 解説 |
|---------------------|------------|--|
| は 行 | 分担金及び負担金 | 保育所の保育料、幼稚園の保護者負担金、社会福祉施設の入所負担金など、特定の事業の経費に充てるため、利益を受けるものから徴収するもの。 |
| | ほ場の整備 | 営農の効率化や生活環境の向上のために、農地区画を整理し分散した農地をまとめるとともに、水路や道路なども一体的に整備すること。 |
| | 補助費等 | 報償費（報奨金等）、役務費（保険料）、そして各団体等に対して支出する負担金・補助及び交付金などのこと。 |
| や 行 | ユニバーサルデザイン | 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。 |
| | 幼保一元化 | 文字どおり幼稚園と保育所が、一つの施設で一つの制度により運営されることで、保護者の就労状況等により区別されることもなく、就学前のすべての子どもを等しく養育（保育・教育）しようとするもの。 橋本市では平成 16 年（2004 年）3 月に、政府の構造改革特区のひとつとして「幼保子育て特区」が認定された。 |
| ら 行 | 利子割交付金 | 都道府県が、個人及び法人の支払いを受けるべき利子等の額によって課税した税額について、一定の割合で計算した額が市町村に交付される。 |
| | リカレント | 一度社会に出た者が、学校やそれに準ずる教育・訓練機関に戻ることが可能な教育システム。1970 年代に経済協力開発機構（OECD）が提唱した教育概念。 |
| | 臨時財政対策債 | 地方の財政対策として、国が地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に替えて、平成 13 年度から地方財政法第 5 条の特例となる地方債として発行するもの。 この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額について後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることや、他の起債と違い不足する地方財政の一般財源となることから財政上は地方交付税と同じと考えられる。 |
| アル ファ ベ ット | I T | [Information Technology] 情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピューター技術やインターネットの進歩と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称する。 |
| | N P O | [Non-Profit Organization] 営利を目的としない民間組織。 一般的には、不特定多数の利益の増進を目的として、社会のためになる活動（社会貢献活動）を行っている団体として考えられる。特定非営利活動法人（NPO 法人）とは、法律に基づき法人格を認証された NPO のこと。 |
| | P F I | [Private Finance Initiative] 公的部門による社会資本の整備・運営に際し、民間の資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図るための政策手法。イギリスが発祥地であるが、日本では平成 11 年（1999 年）に PFI 推進法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が制定された。 |
| | S O H O | [Small Office Home Office] 小規模な事業者や個人事業者のこと。事務所などを離れネットワークを利用して仕事をする形態も含む。 |

新市まちづくり計画

発行

橋本市・高野口町合併協議会

〒648-8585

橋本市東家一丁目1番1号 橋本市役所内

TEL (0736)33-1111 (内線296) 39-0311

FAX (0736)39-0312

変更(平成27年3月)

橋本市

〒648-8585

橋本市東家一丁目1番1号

TEL (0736)33-1111 (内線1229) 33-1576

FAX (0736)33-1665